

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2019年11月

(第2回訂正分)

名南M & A 株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2019年11月21日に東海財務局長に提出し、2019年11月22日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2019年10月28日付をもって提出した有価証券届出書及び2019年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集180,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し326,000株（引受人の買取引受による売出し260,000株・オーバーアロットメントによる売出し66,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2019年11月21日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2019年11月21日に決定された引受価額（1,840円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「154,008,000」を「165,600,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「154,008,000」を「165,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,840」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「920」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき2,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定にあたりましては、仮条件（1,720円～2,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,840円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,000円)と会社法上の払込金額(1,462円)及び2019年11月21日に決定された引受価額(1,840円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は920円(増加する資本準備金の額の総額165,600,000円)と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,840円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売にあたりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)
- (注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2019年11月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,840円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき160円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2019年11月21日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「308,016,000」を「331,200,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「301,016,000」を「324,200,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額324,200千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限121,440千円と合わせた手取概算額合計上限445,640千円全額を運転資金に充当する予定であります。

当社の事業は、M&Aアドバイザーの人員を増加させることが業績に直結すると考えておりますが、採用者がM&Aアドバイザーとして安定した収益を獲得するようになるまでには時間を要することから、それまでの期間における新たな人材採用費及び採用者を含めた教育費用として231,580千円(2020年9月期70,000千円、2021年9月期92,000千円、2022年9月期69,580千円)を充当予定であります。また、事業拡大のための大型セミナーの開催、各種メディアへの広告宣伝、ダイレクトメール発送等のための広告宣伝費として、77,685千円(2020年9月期30,000千円、2021年9月期23,000千円、2022年9月期24,685千円)を充当予定であります。

このほか、事業運営効率化のための案件管理システムと自社ホームページの機能増強のためのシステム関連費用として、136,375千円(2020年9月期5,000千円、2021年9月期10,000千円、2022年9月期121,375千円)を充当予定であります。

なお、具体的な充當時期までは安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2019年11月21日に決定された引受価額(1,840円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「483,600,000」を「520,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「483,600,000」を「520,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「2,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,840」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である東海東京証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき160円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2019年11月21日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「122,760,000」を「132,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「122,760,000」を「132,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2019年11月21日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社南経営コンサルティング（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年10月28日及び2019年11月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 66,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,462円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 60,720,000円（1株につき金920円）</u> <u>増加する資本準備金の額 60,720,000円（1株につき金920円）</u>
(4)	払込期日	2019年12月25日（水）

(注) 割当価格は、2019年11月21日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,840円）と同一であります。

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2019年11月

(第 1 回訂正分)

名南M & A 株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2019年11月13日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2019年10月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集180,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2019年11月12日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し326,000株（引受人の買取引受による売出し260,000株・オーバーアロットメントによる売出し66,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、また、同日開催の取締役会において第5期事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）の財務諸表が承認されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。（ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (3) その他」については、_____ 罫を省略し、明朝体で表記しております。）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、2019年10月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカーブ取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

2019年11月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年11月12日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,462円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「246,330,000」を「263,160,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「133,308,000」を「154,008,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「246,330,000」を「263,160,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「133,308,000」を「154,008,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,720円～2,000円）の平均価格（1,860円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は334,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,462」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,720円以上2,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年11月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,462円）及び2019年11月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,462円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「東海東京証券株式会社136,000、みずほ証券株式会社13,200、株式会社SBI証券13,200、岡三証券株式会社13,200、エース証券株式会社4,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2019年11月21日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「266,616,000」を「308,016,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「259,616,000」を「301,016,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,720円～2,000円）の平均価格（1,860円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額301,016千円については、「1 新規発行株式」の（注）3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限112,939千円と合わせた手取概算額合計上限413,955千円全額を運転資金に充当する予定であります。

当社の事業は、M&Aアドバイザーの人員を増加させることが業績に直結すると考えておりますが、採用者がM&Aアドバイザーとして安定した収益を獲得するようになるまでには時間を要することから、それまでの期間における新たな人材採用費及び採用者を含めた教育費用として231,580千円(2020年9月期70,000千円、2021年9月期92,000千円、2022年9月期69,580千円)を充当予定であります。また、事業拡大のための大型セミナーの開催、各種メディアへの広告宣伝、ダイレクトメール発送等のための広告宣伝費として、46,000千円(2020年9月期12,000千円、2021年9月期15,000千円、2022年9月期19,000千円)を充当予定であります。

このほか、事業運営効率化のための案件管理システムと自社ホームページの機能増強のためのシステム関連費用として、136,375千円(2020年9月期5,000千円、2021年9月期10,000千円、2022年9月期121,375千円)を充当予定であります。

なお、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「418,600,000」を「483,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「418,600,000」を「483,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（1,720円～2,000円）の平均価格（1,860円）で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「106,260,000」を「122,760,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「106,260,000」を「122,760,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,720円～2,000円）の平均価格（1,860円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社名南経営コンサルティング（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年10月28日及び2019年11月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 66,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1.462円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2019年12月25日（水）

（注） 割当価格は、2019年11月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

（3）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2019年11月12日開催の取締役会において承認された第5期事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	390,153
売掛金	3,348
貯蔵品	1,798
前払費用	8,168
未収入金	105
流動資産合計	403,573
固定資産	
有形固定資産	
建物	10,540
減価償却累計額	△886
建物（純額）	9,654
工具、器具及び備品	19,582
減価償却累計額	△9,696
工具、器具及び備品（純額）	9,886
有形固定資産合計	19,540
無形固定資産	
ソフトウェア	7,055
無形固定資産合計	7,055
投資その他の資産	
投資有価証券	3,566
差入保証金	41,092
繰延税金資産	17,479
投資その他の資産合計	62,138
固定資産合計	88,734
資産合計	492,307

(単位：千円)

当事業年度
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払費用	38,675
未払法人税等	90,422
未払消費税等	24,256
預り金	9,957
賞与引当金	7,440
流動負債合計	170,751
負債合計	170,751
純資産の部	
株主資本	
資本金	42,774
資本剰余金	
資本準備金	2,774
その他資本剰余金	6,170
資本剰余金合計	8,944
利益剰余金	
利益準備金	320
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	268,980
利益剰余金合計	269,300
株主資本合計	321,019
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	536
評価・換算差額等合計	536
純資産合計	321,555
負債純資産合計	492,307

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	800,964
売上原価	365,828
売上総利益	435,136
販売費及び一般管理費	※ 198,948
営業利益	236,187
営業外収益	
受取利息及び配当金	32
雑収入	101
営業外収益合計	134
営業外費用	
雑損失	23
営業外費用合計	23
経常利益	236,298
特別損失	
投資有価証券評価損	3,524
特別損失合計	3,524
税引前当期純利益	232,774
法人税、住民税及び事業税	91,324
法人税等調整額	△13,462
法人税等合計	77,861
当期純利益	154,912

売上原価明細書

		当事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	155,977	42.6
II 経費	※ 2	209,850	57.4
売上原価		365,828	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)	
※ 1 人件費の主な内訳は次のとおりです。	
給料及び給与手当	88,803千円
賞与	34,245千円
法定福利費	19,621千円
※ 2 経費の主な内訳は次のとおりです。	
案件紹介料	181,081千円
旅費交通費	22,384千円

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備 金	その他利益 剰余金	利益剰 余金合 計				
						繰越利益 剰余金					
当期首残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	114,068	114,388	166,106	1,009	1,009	167,116
当期変動額											
当期純利益						154,912	154,912	154,912			154,912
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									△473	△473	△473
当期変動額合計	—	—	—	—	—	154,912	154,912	154,912	△473	△473	154,439
当期末残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	268,980	269,300	321,019	536	536	321,555

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	232,774
減価償却費	6,781
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60
受取利息及び受取配当金	△32
投資有価証券評価損	3,524
売上債権の増減額 (△は増加)	108
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,528
未払消費税等の増減額 (△は減少)	24,168
その他の増減額	10,660
小計	276,396
利息及び配当金の受取額	32
法人税等の支払額	△2
還付法人税の受取額	6,651
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△12,085
無形固定資産の取得による支出	△2,280
差入保証金の差入による支出	△3,919
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	264,791
現金及び現金同等物の期首残高	125,361
現金及び現金同等物の期末残高	※ 390,153

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の
期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

当事業年度(2019年9月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は12.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は87.8%であ
ります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
役員報酬	42,156千円
地代家賃	38,036千円
減価償却費	6,781千円
賞与引当金繰入額	840千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	26,297	1,288,553	—	1,314,850
合計	26,297	1,288,553	—	1,314,850

(注) 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	390,153千円
現金及び現金同等物	390,153千円

(金融商品関係)

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	390,153	390,153	—
(2) 売掛金	3,348	3,348	—
(3) 未収入金	105	105	—
(4) 投資有価証券	2,590	2,590	—
資産計	396,196	396,196	—
(1) 未払費用	38,675	38,675	—
(2) 未払法人税等	90,422	90,422	—
(3) 未払消費税等	24,256	24,256	—
(4) 預り金	9,957	9,957	—
負債計	163,311	163,311	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2019年9月30日
非上場株式	975
差入保証金	41,092

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	390,153	—	—	—
売掛金	3,348	—	—	—
未収入金	105	—	—	—
合計	393,606	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当事業年度(2019年9月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,590	1,772	818
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,590	1,772	818
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,590	1,772	818

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額975千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において有価証券について3,524千円(非上場株式3,524千円)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、原則として当該有価証券の実質価格が、取得価格より50%程度下落した場合に、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度

当社は、退職金制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 1,780千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,561千円
未払事業税	8,391千円
未払費用	5,594千円
投資有価証券評価損	1,213千円
繰延税金資産計	17,761千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△281千円
繰延税金負債計	△281千円
繰延税金資産の純額	17,479千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度につきましては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	売上高	関連するセグメント名
譲渡企業A社	195,531	M&A仲介事業

(注) 顧客との契約において秘密保持条項が存在するため、社名の公表は控えさせていただきます

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社名南経営コンサルティング（非上場）

（1株当たり情報）

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額（円）	244.56
1株当たり当期純利益（円）	117.82

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
当期純利益（千円）	154,912
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	154,912
普通株式の期中平均株式数（株）	1,314,850

(重要な後発事象)

(公募による新株式の発行)

当社は、2019年12月2日付で株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場に上場予定であります。当社は株式の上場にあたり、2019年10月28日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議しております。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 募集方法 | 一般募集（ブックビルディング方式による募集） |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 180,000株 |
| (3) 発行価格 | 未定 |
| (4) 引受価額 | 未定 |
| (5) 資本組入額 | 未定 |
| (6) 引受価額の総額 | 未定 |
| (7) 払込期日 | 2019年11月29日 |
| (8) 資金の使途 | 主として事業拡大のためのM&Aアドバイザーの人材採用費及び教育費用、メディアへの広告宣伝費用、セミナー開催費用、システム関連費用に充当する予定であります。 |

(第三者割当による新株式の発行)

2019年10月28日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 募集方法 | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し） |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 66,000株（上限） |
| (3) 割当価格 | 上記「公募による新株式の発行」（4）引受価額と同一であります。 |
| (4) 割当価格の総額 | 未定 |
| (5) 資本組入額の総額 | 未定 |
| (6) 払込期日 | 2019年12月25日 |
| (7) 割当先 | 東海東京証券株式会社 |
| (8) 資金の使途 | 上記「公募による新株式の発行」（8）資金の使途と同一であります。 |

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019年10月

名南M&A株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式246,330千円（見込額）の募集及び株式418,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式106,260千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年10月28日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

名南M&A株式会社

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

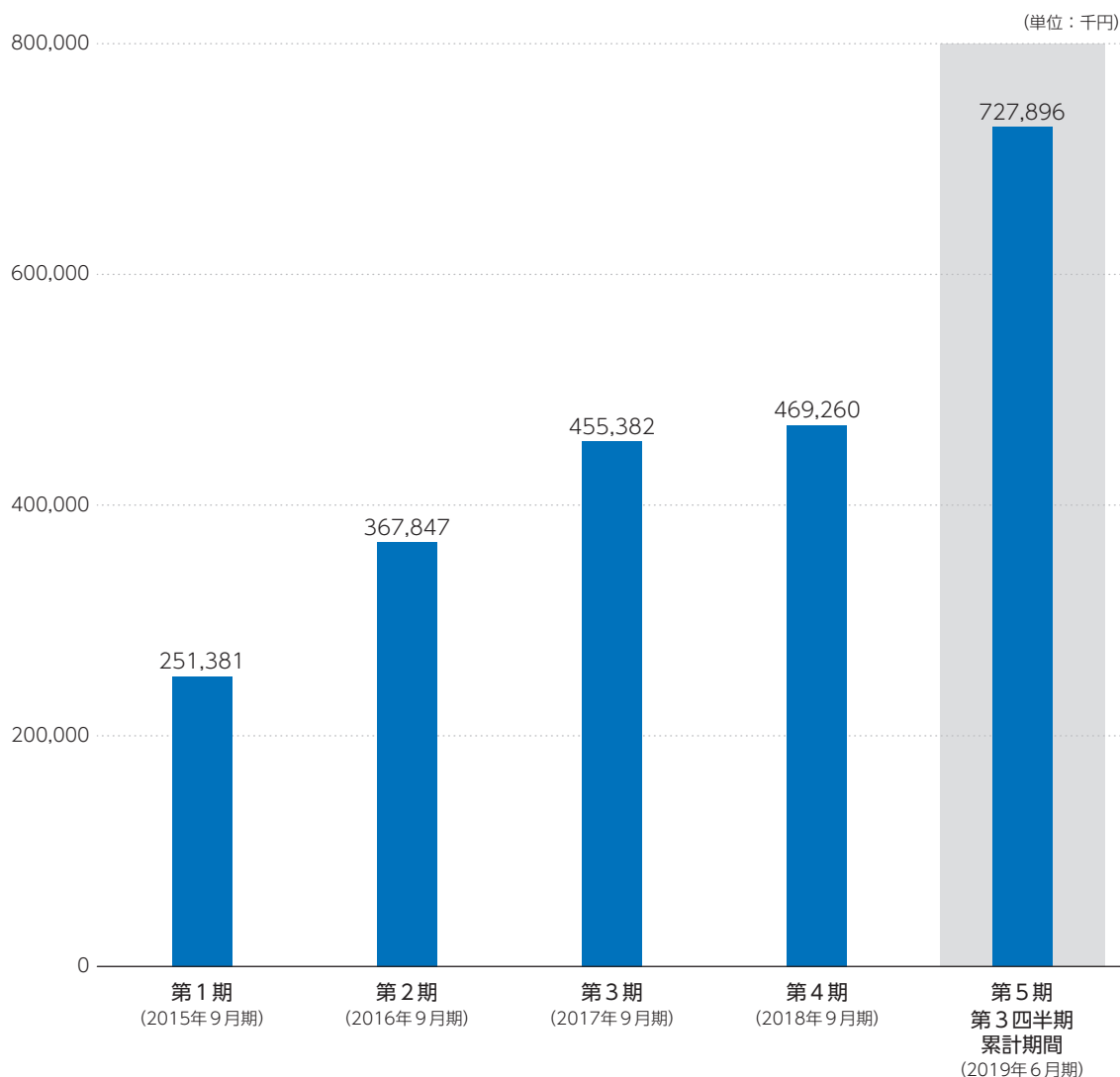
1. 事業の概況

2001年1月に株式会社名南経営（現：株式会社名南経営コンサルティング）に企業情報部を設立し、M&A仲介事業（注1）（注2）を開始しました。事業開始以来、M&Aを通して、中小企業の事業承継や事業拡大を支援してまいりました。

近年、後継者不在による事業承継のニーズの高まりにより、以前は一般的ではなかったM&Aも、今では経営戦略のひとつとして認知されております。当社は、東海地方におけるM&Aの先駆者としての自負とともに、激変する経営環境に対応すべく、名南コンサルティングネットワークの様々なリソースを統合したM&A支援を通じ、お客様の明日への発展のための参謀となることを目指しております。

（注） 1. M&Aとは、「Mergers（合併） and Acquisitions（買収）」の略であり、事業の譲渡や、買収及び複数のビジネスを統合するための手法です。
2. M&A仲介事業とは、譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書の作成、取引の実行に至るまでの一連のM&Aプロセスを支援する事業です。

■ 売上高推移



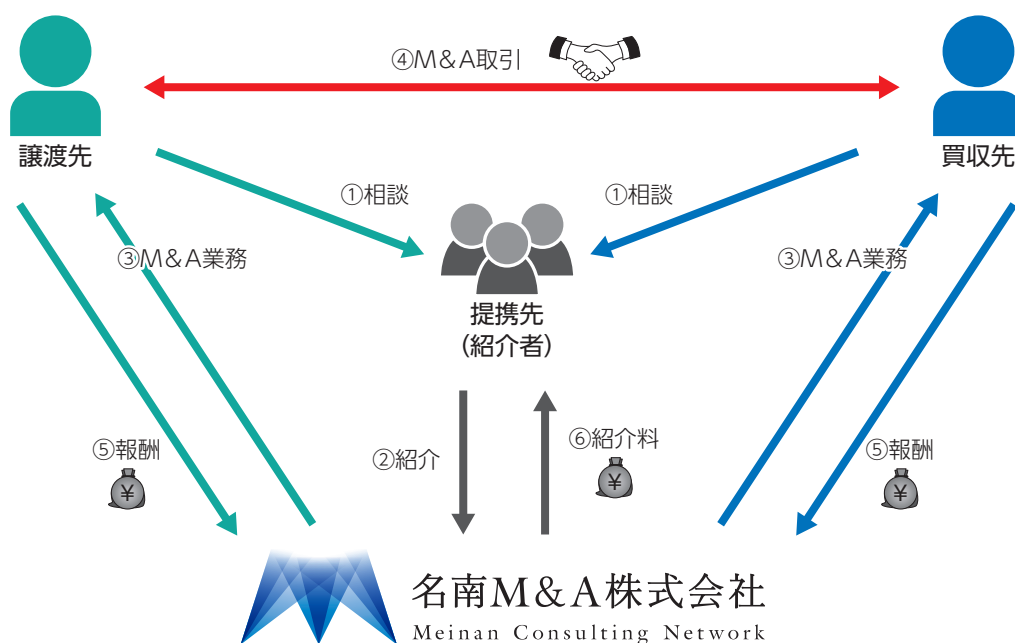
2. 事業の内容

【ビジネスモデル】

当社は、譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書類の作成、取引の実行に至るまでの一連のM&Aプロセスにおいて、クライアントを支援しております。中立的な立場で提携条件を調整し、譲渡先と買収先の双方から報酬を受領する業務と、譲渡先（又は買収先）の立場に立って支援し、譲渡先（又は買収先）のみから報酬を受領する業務があります。その他、「企業評価」「契約書類の作成支援」「コンサルティング業務」等、一連のM&Aプロセスの中の一部の業務のみ実施することもあります。

上記のとおり、立場や業務範囲は案件ごとに異なりますが、いずれもM&Aに関する業務であることから、すべて「M&A仲介業務」としております。

【事業系統図】



3. 事業の特長と強み

①東海地方における強固な営業基盤

当社が属する名南コンサルティングネットワークは、東海地方において50年以上にわたり、中堅中小企業の経営を支援しており、東海地方における高い知名度と信用力を有しております。また、東海地方のすべての地方銀行と多くの信用金庫と業務提携しており、案件情報を開発するためのネットワークが構築されております。その他、国が運営するM&Aの公的な相談窓口である愛知県・岐阜県・三重県の「事業引継ぎ支援センター」にM&A専門業者として登録しており、「事業引継ぎ支援センター」からの紹介により譲渡案件を多数受託しております。

②名南コンサルティングネットワーク関係法人との営業連携

名南コンサルティングネットワークは、東海地方の中堅中小企業を中心に6,000社超のクライアントを有しております。

クライアントの事業承継問題や事業拡大戦略について、関係法人と協同でソリューション提案を実施することにより、M&Aニーズの発掘に繋げております。

また、名南コンサルティングネットワークは全国の約1,700の会計事務所に対し、情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しております。当社は、当該サービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組んでおります。

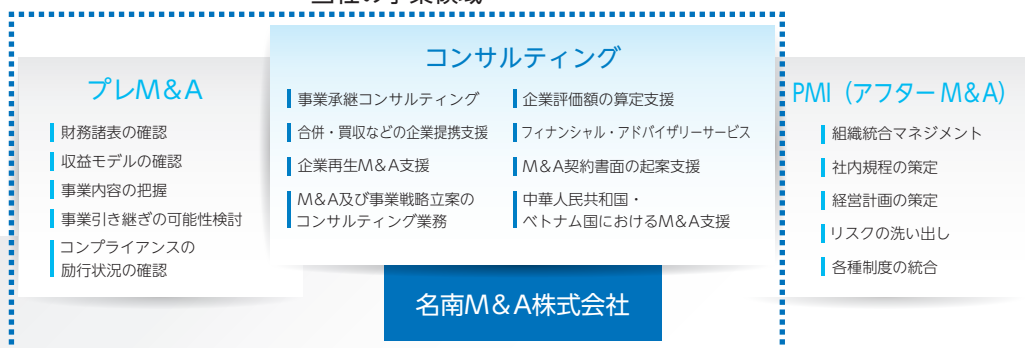


③人材育成方針

M&A仲介業務は、実行までのプロセスの中で、税務、法務、労務等の様々な専門知識や、クライアントが属する業界動向を分析し、相乗効果の高いM&A案件を創出するための構想力も求められます。当社は、名南コンサルティングネットワークに属する様々な専門家と定期的に勉強会や情報交換会を開催することにより、専門知識や業界知識の習得に努めております。継続的に研鑽の場を提供し、従業員のコンサルティング能力を磨くことによって、企業の潜在的なM&Aニーズを顕在化させ、税務、法務、労務等のあらゆる側面から最適なM&Aスキームを提案しております。

【名南コンサルティングネットワークにおける当社の位置付け】

当社の事業領域



税理士法人 名南経営
株式会社 名南経営コンサルティング
社会保険労務士法人 名南経営
司法書士法人 名南経営
行政書士法人 名南経営
株式会社 名南財産コンサルタンツ
弁護士法人 名南総合法律事務所
株式会社 名南経営グローバル・パートナーズ

株式会社 名南メディケアコンサルティング
株式会社 名南ビジネスマッチング
株式会社 リーガルマネジメント名南
株式会社 名南ネットワーク
Meinan Tax Vietnam Co., Ltd.
上海納克名南企業管理諮詢有限公司
上海名南信息技术有限公司

名南コンサルティングネットワーク スタッフ数 567名 (男239名、女328名)

[2019年4月1日現在]

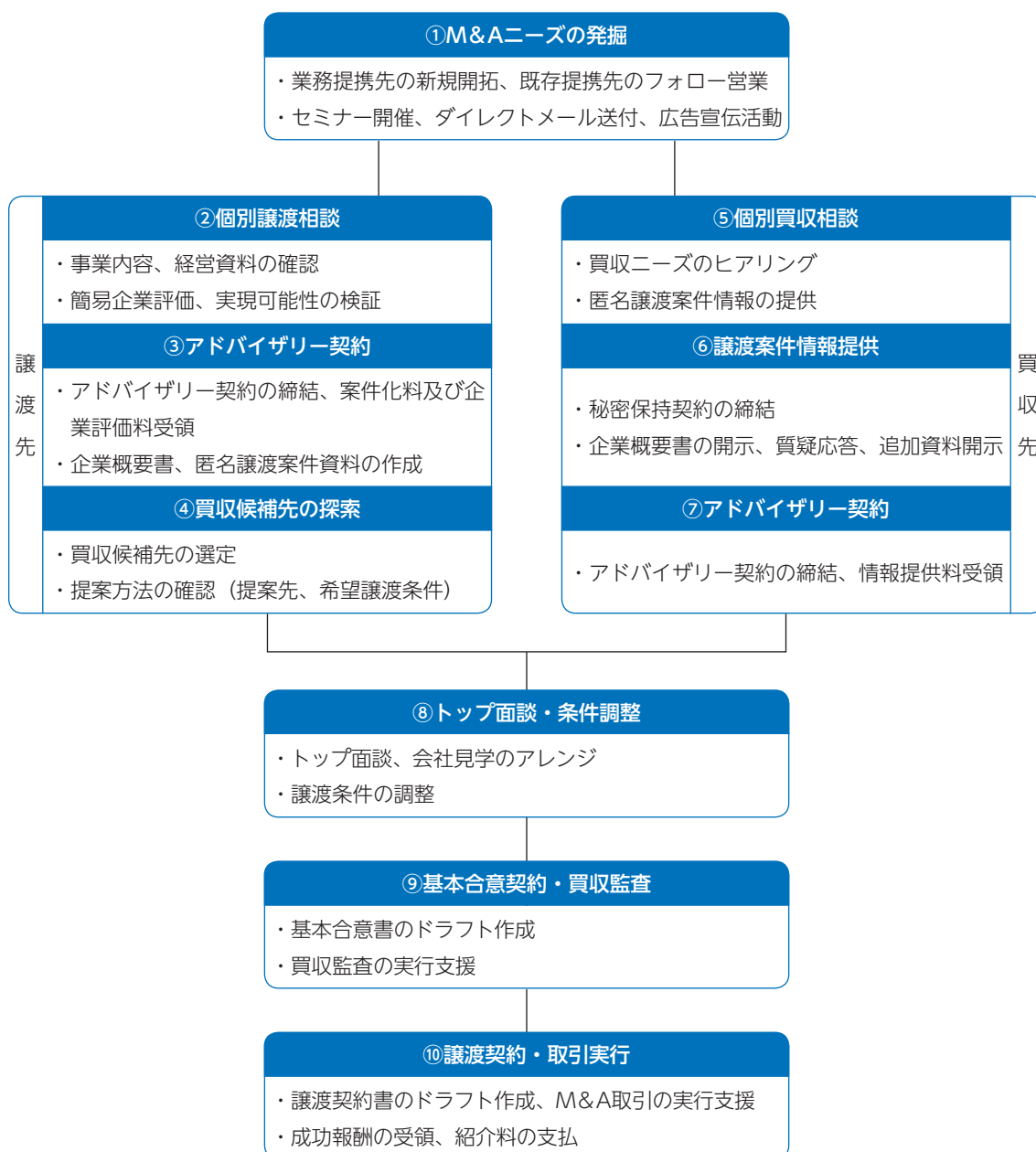
税理士	38名	不動産鑑定士	1名	弁護士	4名	行政書士	6名	宅地建物取引士	8名
公認会計士	2名	CFP	10名	司法書士	7名	社会保険労務士	13名	中小企業診断士	11名

(注) PMI (アフター-M&A) とは、「Post Merger Integration」の略であり、M&A (企業の合併・買収) 成立後の統合プロセスのことです。新しい組織体制の下で当初企図した経営統合によるシナジーを具現化するために、企業価値の向上と長期的成長を支えるマネジメントの仕組みを構築、推進するプロセスの全体を指します。M&Aが企業活動にもたらす成果の度合いは、このPMIの巧拙によって決まると言われます。

4. 業務フロー

当社では、譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書類の作成、取引実行に至るまでの一連のM&Aプロセスにおいて、クライアントを支援しております。中立的な立場で提携条件を調整し、譲渡先と買収先の双方から報酬を受領する業務と、譲渡先（又は買収先）の立場に立って支援し、譲渡先（又は買収先）のみから報酬を受領する業務があります。その他、「企業評価」「契約書類の作成支援」「コンサルティング業務」等、一連のM&Aプロセスの中の一部の業務のみ実施することもあります。

上記のとおり、案件によって立場や業務範囲が異なりますが、当社において支援実績が最も多い「中立的な立場で、個別相談からM&A取引実行まで支援する」案件の業務フローは下記のとおりであります。



5. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

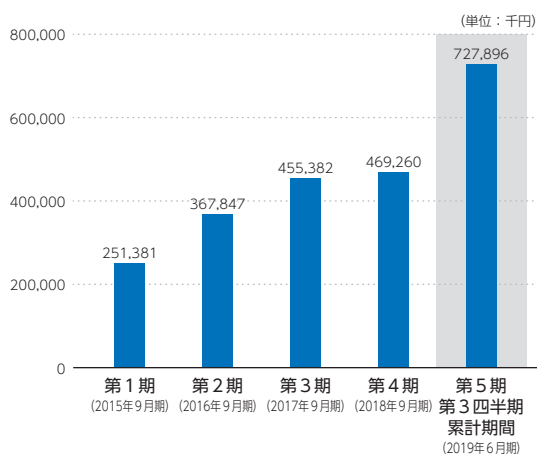
(単位：千円)

回 次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期 第 3 四半期
決 算 年 月	2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 6 月
売上高	251,381	367,847	455,382	469,260	727,896
経常利益	56,101	42,891	48,539	33,903	260,436
当期（四半期）純利益	33,863	28,077	32,653	22,993	171,010
持分法を適用した場合の投資利益	－	－	－	－	－
資本金	40,000	40,000	42,774	42,774	42,774
発行済株式総数 (株)	800	800	26,297	26,297	26,297
純資産額	80,034	104,911	143,730	167,116	337,508
総資産額	122,711	144,872	177,696	211,808	593,473
1株当たり純資産額 (円)	100,042.89	131,139.77	109.31	127.10	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4,000.00 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－
1株当たり当期（四半期）純利益 (円)	42,329.73	35,096.88	25.80	17.49	130.06
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	65.2	72.4	80.9	78.9	56.9
自己資本利益率 (%)	42.3	30.4	26.3	14.8	－
株価収益率 (倍)	－	－	－	－	－
配当性向 (%)	9.4	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	－	－	△1,572	48,436	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	－	－	△18,927	△46,034	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－	5,548	－	－
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	－	－	122,958	125,361	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (－)	14 (－)	19 (－)	25 (1)	－

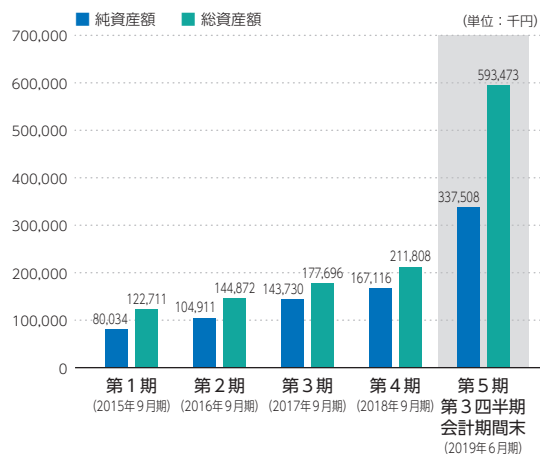
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第2期、第3期及び第4期は配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期及び第2期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第1期及び第2期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。第3期及び第4期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。
なお、第3期及び第4期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
また、第5期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
10. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。
11. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期 第 3 四半期
決 算 年 月	2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 6 月
1株当たり純資産額 (円)	64.09	84.01	109.31	127.10	－
1株当たり当期（四半期）純利益 (円)	27.12	22.48	25.80	17.49	130.06
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益 (円)	－	－	－	－	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2.56 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

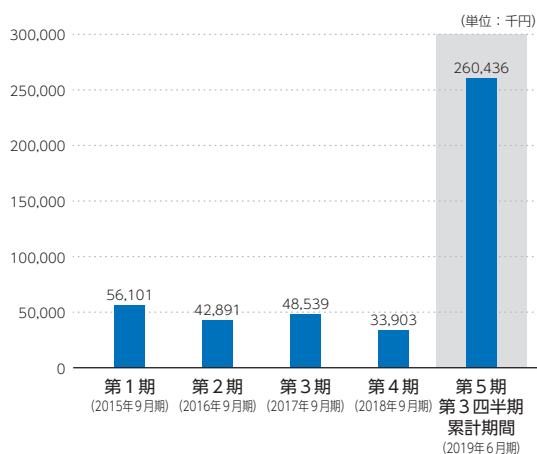
売上高



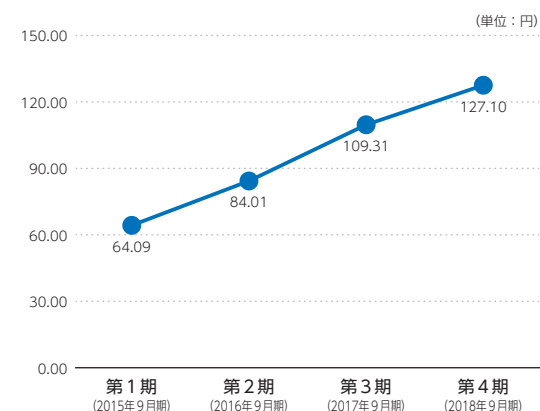
純資産額／総資産額



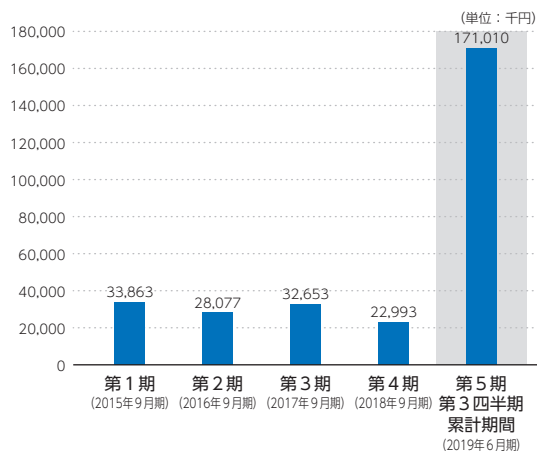
経常利益



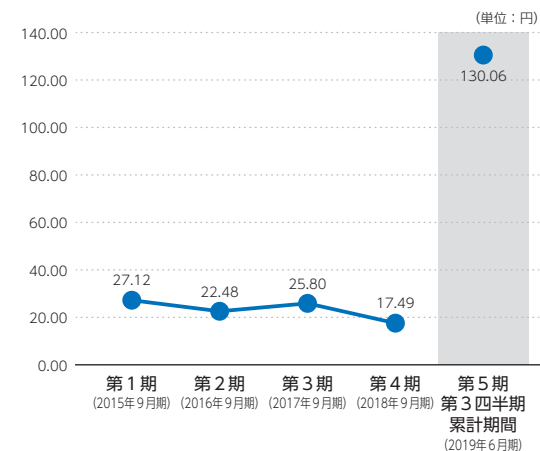
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益



(注) 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	23
2. 事業等のリスク	25
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	41

第5	経理の状況	48
1.	財務諸表等	49
(1)	財務諸表	49
(2)	主な資産及び負債の内容	77
(3)	その他	78
第6	提出会社の株式事務の概要	79
第7	提出会社の参考情報	80
1.	提出会社の親会社等の情報	80
2.	その他の参考情報	80
第四部	株式公開情報	81
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	81
第2	第三者割当等の概況	82
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	82
2.	取得者の概況	83
3.	取得者の株式等の移動状況	84
第3	株主の状況	85
	〔監査報告書〕	86

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	2019年10月28日	
【会社名】	名南M&A株式会社	
【英訳名】	meinan M&A co.,ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人	
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋	
【電話番号】	052-589-2795	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 将人	
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋	
【電話番号】	052-589-2795	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 将人	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	246,330,000円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	418,600,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	106,260,000円
	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	180,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。

（注）1．2019年10月28日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2019年11月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、2019年10月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2019年11月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年11月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	180,000	246,330,000	133,308,000
計（総発行株式）	180,000	246,330,000	133,308,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年10月28日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,610円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は289,800,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2019年11月22日(金) 至 2019年11月27日(水)	未定 (注) 4.	2019年11月29日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年11月12日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年11月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付にあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年11月12日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年11月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年10月28日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年11月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年12月2日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2019年11月14日から2019年11月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 金山支店	名古屋市中区金山一丁目14番18号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年11月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府中央区本町二丁目6番11号		
計	—	180,000	—

(注) 1. 2019年11月12日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年11月21日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
266,616,000	7,000,000	259,616,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,610円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額259,616千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限97,759千円と合わせた手取概算額合計上限357,375千円全額を運転資金に充当する予定であります。

当社の事業は、M&Aアドバイザーの人員を増加させることが業績に直結すると考えておりますが、採用者がM&Aアドバイザーとして安定した収益を獲得するようになるまでには時間を要することから、それまでの期間における新たな人材採用費及び採用者を含めた教育費用として175,000千円(2020年9月期45,000千円、2021年9月期80,000千円、2022年9月期50,000千円)を充当予定であります。また、事業拡大のための大型セミナーの開催、各種メディアへの広告宣伝、ダイレクトメール発送等のための広告宣伝費として、46,000千円(2020年9月期12,000千円、2021年9月期15,000千円、2022年9月期19,000千円)を充当予定であります。

このほか、事業運営効率化のための案件管理システムと自社ホームページの機能増強のためのシステム関連費用として、136,375千円(2020年9月期5,000千円、2021年9月期10,000千円、2022年9月期121,375千円)を充当予定であります。

なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年11月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	260,000	418,600,000	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号J Pタワー名古屋 株式会社名南経営コンサルティング 260,000株
計(総売出株式)	—	260,000	418,600,000	—

- （注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,610円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2019年 11月22日(金) 至 2019年 11月27日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	名古屋市中村区名駅四丁目 7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2019年11月21日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	66,000	106,260,000	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 66,000株
計(総売出株式)	—	66,000	106,260,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年10月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東海東京証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,610円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2019年 11月22日(金) 至 2019年 11月27日(水)	100	未定 (注) 1.	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2019年11月21日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 名古屋証券取引所セントレックスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社名南経営コンサルティング（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年10月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 66,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2019年12月25日（水）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年11月12日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年11月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2019年12月2日から2019年12月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社名南経営コンサルティング並びに当社株主である株式会社十六銀行、株式会社大垣共立銀行、岐阜信用金庫、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社愛知銀行、岡崎信用金庫、株式会社北陸銀行、オリックス株式会社、篠田康人、青木将人、櫻田貴志、南川剛廣、森鋭一、若山哲史及び大倉淳は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年5月29日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年10月28日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算年月	2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月
売上高 (千円)	251,381	367,847	455,382	469,260
経常利益 (千円)	56,101	42,891	48,539	33,903
当期純利益 (千円)	33,863	28,077	32,653	22,993
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000	42,774	42,774
発行済株式総数 (株)	800	800	26,297	26,297
純資産額 (千円)	80,034	104,911	143,730	167,116
総資産額 (千円)	122,711	144,872	177,696	211,808
1 株当たり純資産額 (円)	100,042.89	131,139.77	109.31	127.10
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	4,000.00 (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	42,329.73	35,096.88	25.80	17.49
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.2	72.4	80.9	78.9
自己資本利益率 (%)	42.3	30.4	26.3	14.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	9.4	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△1,572	48,436
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△18,927	△46,034
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	5,548	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	122,958	125,361
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (—)	14 (—)	19 (—)	25 (1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、第 2 期、第 3 期及び第 4 期は配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第 1 期及び第 2 期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

9. 第1期及び第2期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。第3期及び第4期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。

なお、第3期及び第4期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

10. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
1株当たり純資産額 (円)	64.09	84.01	109.31	127.10
1株当たり当期純利益 (円)	27.12	22.48	25.80	17.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	2.56	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)

2【沿革】

当社が所属する名南コンサルティングネットワークの歴史は、1966年10月の佐藤澄男税理士事務所の設立によりスタートしました。創業者である佐藤澄男は「中小企業のよろず相談所」を掲げ、中小企業の経営課題をワンストップで支援するために税理士以外にも社会保険労務士や司法書士等の様々な専門家を採用し、東海地方有数の士業グループを構築しました。また、1984年9月に株式会社名南経営コンサルタンツ（現：株式会社名南経営コンサルティング）を設立し、経営コンサルティング事業や会計事務所支援事業、海外進出支援事業を展開してまいりました。その後、名古屋から東京、大阪、中国、ベトナムへと拠点を拡大し、現在では、約570名の従業員と、6,000社超のクライアントを有する総合経営コンサルティンググループとして活動しております。

名南コンサルティングネットワークは、2001年1月に株式会社名南経営（現：株式会社名南経営コンサルティング）に企業情報部を設立し、M&A仲介事業（注1）（注2）を開始しました。事業開始以来、M&Aを通して、中小企業の事業承継や事業拡大を支援してまいりましたが、中小企業のM&Aニーズが拡大する中、事業展開を一段と加速させるために、2014年10月、会社分割により名南M&A株式会社を設立いたしました。

年 月	概 要
2014年10月	名古屋市中区に名南M&A株式会社設立（資本金40,000千円）
2016年2月	本社を名古屋市中村区に移転
2017年7月	第三者割当増資により、資本金を40,000千円から42,774千円増資
2019年4月	大阪市西区に大阪オフィスを開設

（注）1．M&Aとは、「Mergers（合併） and Acquisitions（買収）」の略であり、事業の譲渡や、買収及び複数のビジネスを統合するための手法です。

2．M&A仲介事業とは、譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書の作成、取引の実行に至るまでの一連のM&Aプロセスを支援する事業です。

3【事業の内容】

当社は、創業から現在に至るまで、一貫して中堅中小企業を対象としたM&A仲介業務に取り組んでおります。
当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) M&A仲介業務について

譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書類の作成、取引の実行に至るまでの一連のM&Aプロセスにおいて、クライアントを支援しております。中立的な立場で提携条件を調整し、譲渡先と買収先の双方から報酬を受領する業務と、譲渡先（又は買収先）の立場に立って支援し、譲渡先（又は買収先）のみから報酬を受領する業務があります。その他、「企業評価」「契約書類の作成支援」「コンサルティング業務」等、一連のM&Aプロセスの中の一部の業務のみ実施することもあります。

上記のとおり、立場や業務範囲は案件ごとに異なりますが、いずれもM&Aに関する業務であることから、すべて「M&A仲介業務」としております。

(2) 当社の特徴について

当社は、中堅中小企業を対象としてM&A仲介業務に取り組んでおります。親族が経営を承継する企業が年々減る中で、事業承継手段としてM&A（譲渡）を希望する中小企業が増えております。また、今後国内人口が減少し、多くの業界で国内マーケットの縮小が予想される中、業界内でのシェア拡大や事業の多角化、他地域進出の手段としてM&A（買収）を希望する中堅中小企業が増えております。譲渡と買収、双方のニーズが増加する中で、中堅中小企業のM&Aは増加傾向にあります。

中堅中小企業のM&Aニーズの増加に伴い、金融機関やM&A専門業者がM&A業務への取組を強化しておりますが、当社の特徴は以下の3点です。

① 東海地方における強固な営業基盤

当社が属する名南コンサルティングネットワークは、東海地方において50年以上にわたり、中堅中小企業の経営を支援しており、東海地方における高い知名度と信用力を有しております。また、東海地方のすべての地方銀行と多くの信用金庫と業務提携しており、案件情報を開発するためのネットワークが構築されております。その他、国が運営するM&Aの公的な相談窓口である愛知県・岐阜県・三重県の「事業引継ぎ支援センター」にM&A専門業者として登録しており、「事業引継ぎ支援センター」からの紹介により譲渡案件を多数受託しております。

② 名南コンサルティングネットワーク関係法人との営業連携

名南コンサルティングネットワークは、東海地方の中堅中小企業を中心に6,000社超のクライアントを有しております。

クライアントの事業承継問題や事業拡大戦略について、関係法人と協同でソリューション提案を実施することにより、M&Aニーズの発掘に繋がっております。

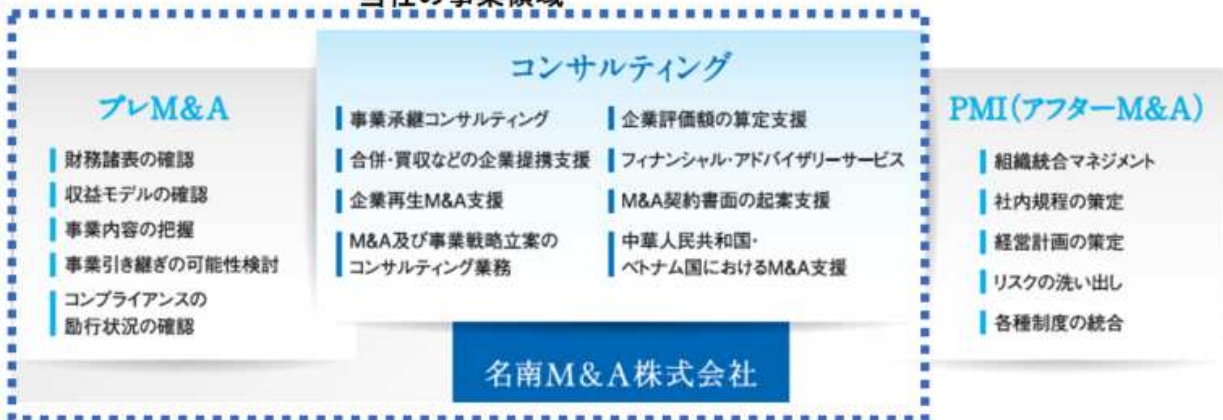
また、名南コンサルティングネットワークは全国の約1,700の会計事務所に対し、情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しております。当社は、当該サービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組んでおります。

③ 人材育成方針

M&A仲介業務は、実行までのプロセスの中で、税務、法務、労務等の様々な専門知識や、クライアントが属する業界動向を分析し、相乗効果の高いM&A案件を創出するための構想力も求められます。当社は、名南コンサルティングネットワークに属する様々な専門家と定期的に勉強会や情報交換会を開催することにより、専門知識や業界知識の習得に努めております。継続的に研鑽の場を提供し、従業員のコンサルティング能力を磨くことによって、企業の潜在的なM&Aニーズを顕在化させ、税務、法務、労務等のあらゆる側面から最適なM&Aスキームを提案しております。

【名南コンサルティングネットワークにおける当社の位置付け】

当社の事業領域



税理士法人 名南経営
株式会社 名南経営コンサルティング
社会保険労務士法人 名南経営
司法書士法人 名南経営
行政書士法人 名南経営
株式会社 名南財産コンサルタンツ
弁護士法人 名南総合法律事務所
株式会社 名南経営グローバル・パートナーズ

株式会社 名南メディケアコンサルティング
株式会社 名南ビジネスマッチング
株式会社 リーガルマネジメント名南
株式会社 名南ネットワーク
Meinan Tax Vietnam Co., Ltd.
上海納克名南企業管理諮詢有限公司
上海名南信息技术有限公司

名南コンサルティングネットワーク スタッフ数 567名(男239名、女328名)

[2019年4月1日現在]

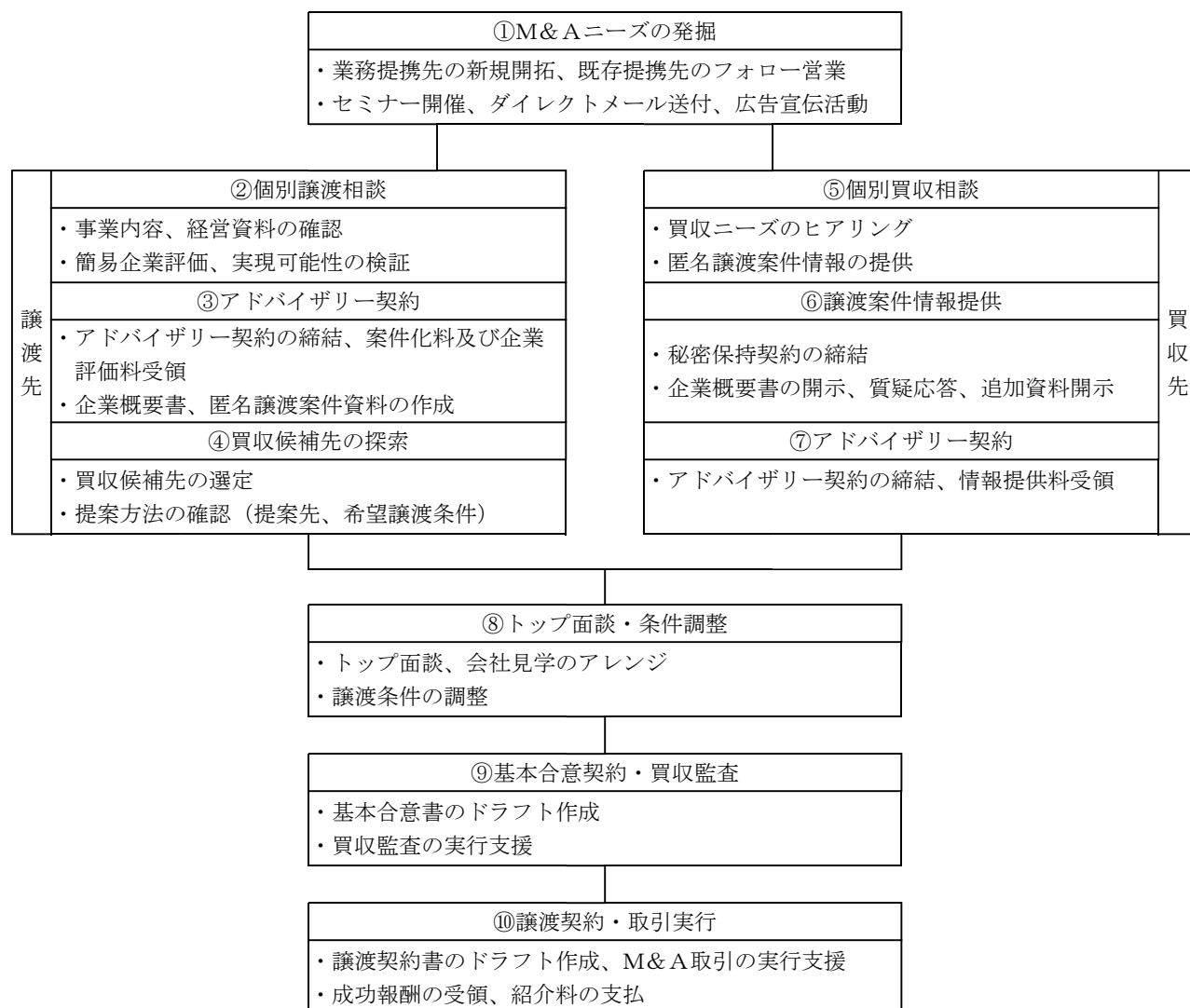
税理士	38名	不動産鑑定士	1名	弁護士	4名	行政書士	6名	宅地建物取引士	8名
公認会計士	2名	CFP	10名	司法書士	7名	社会保険労務士	13名	中小企業診断士	11名

(注) PMI (アフターM&A) とは、「Post Merger Integration」の略であり、M&A (企業の合併・買収) 成立後の統合プロセスのことです。新しい組織体制の下で当初企図した経営統合によるシナジーを具現化するために、企業価値の向上と長期的成長を支えるマネジメントの仕組みを構築、推進するプロセスの全体を指します。M&Aが企業活動にもたらす成果の度合いは、このPMIの巧拙によって決まると言われます。

(3) 業務フロー

当社では、譲渡を希望する企業と買収を希望する企業の引き合わせから、提携条件の調整、契約書類の作成、取引実行に至るまでの一連のM&Aプロセスにおいて、クライアントを支援しております。中立的な立場で提携条件を調整し、譲渡先と買収先の双方から報酬を受領する業務と、譲渡先（又は買収先）の立場に立って支援し、譲渡先（又は買収先）のみから報酬を受領する業務があります。その他、「企業評価」「契約書類の作成支援」「コンサルティング業務」等、一連のM&Aプロセスの中の一部の業務のみ実施することもあります。

上記のとおり、案件によって立場や業務範囲が異なりますが、当社において支援実績が最も多い「中立的な立場で、個別相談からM&A取引実行まで支援する」案件の業務フローは下記のとおりであります。



① M&Aニーズの発掘（譲渡先・買収先）

当社では、以下の2つの方法によりM&Aニーズを発掘しております。

a)間接的アプローチ

中堅中小企業を支援している金融機関や会計事務所と業務提携し、M&Aニーズを有する企業を紹介いただきます。提携先の職員を対象とする研修や提携先の取引先を対象とする共催セミナーを実施する等、提携先と協同でM&Aニーズを発掘しております。提携先からの紹介案件はM&A取引実行まで、提携先と連携して仲介業務を実施し、当社が受領した報酬の一部を紹介料として提携先にお支払いしております。

b)直接的アプローチ

セミナー開催やダイレクトメールの送付により直接企業のM&Aニーズを発掘しております。また、ホームページやメールマガジン、書籍の出版等による情報発信活動や新聞等による広告宣伝活動により、当社の知名度を向上し、企業からの直接相談に繋げております。

② 個別譲渡相談（譲渡先）

譲渡先との個別相談では、当社のM&Aアドバイザーが事業内容や譲渡理由、希望譲渡条件等のヒアリングを行うとともに当社の業務内容について説明します。合わせて、M&Aのメリットとデメリットや具体的な事例、M&A以外の手段との比較等について説明し、相談者にM&Aと当社について正しく理解いただくように努めております。個別相談後、ヒアリング内容と経営資料に基づき、M&Aの実現可能性を検証し、譲渡金額の目安となる企業価値を簡易評価します。

③ アドバイザリー契約（譲渡先）

簡易企業評価結果と実現可能性について、譲渡先に報告します。実現可能性が十分認められ、譲渡先が当社による支援を希望する場合は、アドバイザリー契約を締結、企業概要書及び匿名譲渡案件資料を作成し、案件化料及び企業評価料を受領します。

④ 買収候補先の探索（譲渡先）

当社のM&Aアドバイザーは、譲渡先の事業内容や規模、商圏等を踏まえて、買収候補先をリストアップします。また、必要に応じて、提携先に譲渡案件を紹介し、買収候補先の紹介を依頼します。当社がリストアップした買収候補先と、提携先から紹介を受けた買収候補先を一覧にまとめて譲渡先に提示し、提案の可否や順番について打ち合わせを実施します。合わせて、買収候補先に提示する希望譲渡条件について確認を行います。

⑤ 個別買収相談（買収先）

買収先との個別相談では、当社のM&Aアドバイザーが買収対象とする事業、規模、地域等に関する希望をヒアリングします。合わせて、当社の業務内容や、買収先の事業、買収ニーズに関連する事例、業界動向等について説明します。その後、買収先のニーズに合致しそうな譲渡案件があれば、匿名譲渡案件情報を開示し、関心の有無を確認します。

⑥ 譲渡案件情報提供（買収先）

買収先と当社間で秘密保持契約を締結した上で、企業概要書等の譲渡案件情報を買収先に開示します。その後、開示資料に基づく質疑応答や追加資料の提供を通して、まずは書面ベースで買収先に譲渡案件に対する理解を深めてもらいます。

⑦ アドバイザリー契約（買収先）

企業概要書等の譲渡案件情報の検証後、買収先が成約に向けた条件調整やトップ面談を希望する場合は、買収先と当社間でアドバイザリー契約を締結し、情報提供料を受領します。

⑧ トップ面談・条件調整（譲渡先・買収先）

譲渡側と買収側の相互理解を促進するため、トップ面談や会社見学・工場見学をアレンジします。当社のM&Aアドバイザーは、トップ面談や会社見学・工場見学が双方にとって有意義な機会となるように、また従業員等への情報漏洩リスク等に配慮したうえで、日程や場所、当日のスケジュール、面談テーマ等を調整します。

そして、同時並行で、譲渡先と買収先の希望条件を踏まえて、スキームの提案や譲渡条件の調整を進めます。

⑨ 基本合意契約・買収監査（譲渡先・買収先）

譲渡条件の調整が概ね完了した段階で、当社のM&Aアドバイザーは基本合意書のドラフトを作成し、基本合意契約の締結を支援します。契約締結後、買収先から基本合意着手金（成功報酬の内金）を受領します。

その後、買収先が実施する買収監査の実行を支援します。トップ面談同様、従業員等への情報漏洩リスク等にも配慮しながら、買収監査が円滑に完了するように日程や場所、当日のスケジュールを事前に調整し、譲渡先と協力して必要な書類を整えておきます。

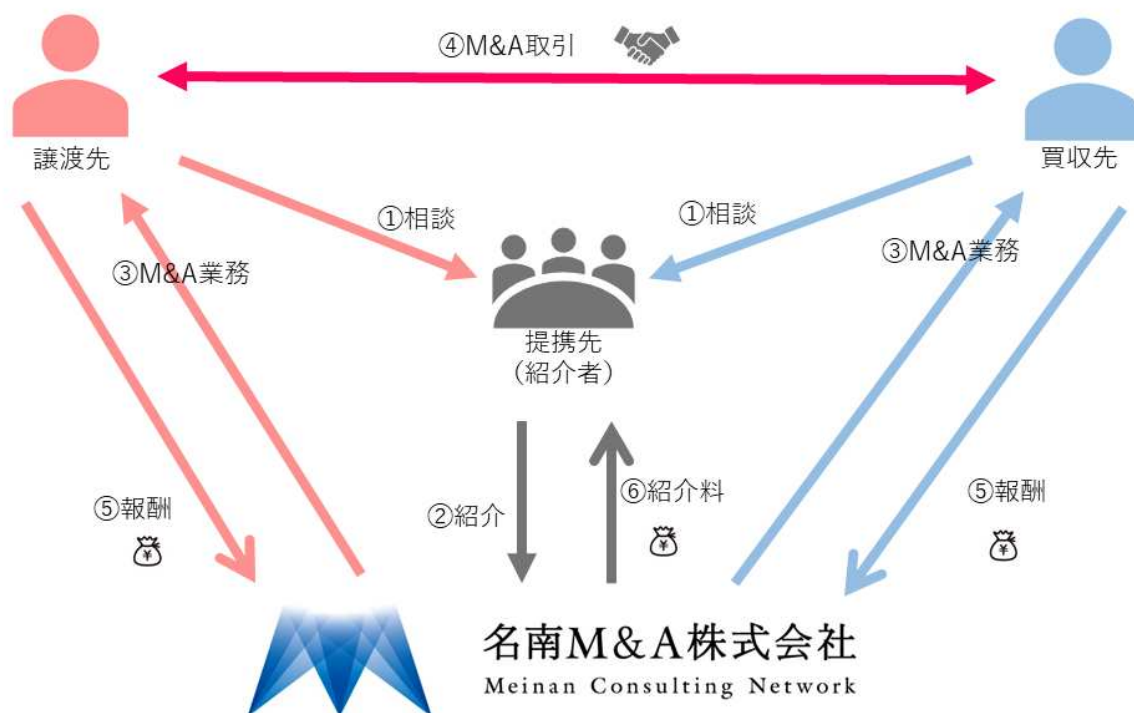
⑩ 譲渡契約・取引実行（譲渡先・買収先）

当社のM&Aアドバイザーは、買収監査の結果に基づき、最終的な条件調整を行い、譲渡契約書のドラフトを作成し、譲渡契約の締結を支援します。そして、資金決済や重要物品の授受等、M&A取引の円滑な実行をサポートします。また、M&A実行後の引継方法や関係者へのディスクロズ方法、必要な名義書換え手続き等、円滑な事業承継を実現するためのアドバイスを行います。M&A取引実行後、当社は譲渡先と買収先から成功報酬を受領します。

提携金融機関などからの紹介案件の場合、取引実行後に紹介料を支払います。

[事業系統図]

以上の事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。



(用語の解説)

本書記載内容に対する理解を容易にするため、また、正しく理解していただくために、本書で使用する用語の解説を以下に記載しております。

用語	解説
M&Aアドバイザー	顧客の相談に乗って適切なM&Aの相手を探したり、提携条件等に関する必要なアドバイスや契約書類の起案を行うことを通して、顧客のM&Aを支援するアドバイザー。
事業引継ぎ支援センター	後継者不在で事業の引継ぎを検討する中小企業・小規模事業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある中小企業・小規模事業者に対して、47都道府県に設置されたM&Aの公的相談窓口。
企業評価	評価対象企業の決算書類等に基づき、M&A取引における企業の価値を客観的に算定する業務。
アドバイザリー契約	M&A仲介会社と譲渡先企業（買収先企業）との間でM&Aに関するアドバイスや手続きの支援を実施することを目的として締結する契約。一般的には専任契約であり、アドバイザリー契約書において、業務範囲、秘密保持、報酬、免責等に関する事項が記載される。
企業評価料	企業評価業務の対価として譲渡先企業から受領する報酬。 金額はM&A仲介会社により異なるが、一般的には案件の成約に至らなくても返金されない。
案件化料	企業概要書等、買収先企業に対する提案資料の作成業務の対価として譲渡先企業から受領する報酬。 金額はM&A仲介会社により異なるが、一般的には案件の成約に至らなくても返金されない。
情報提供料	譲渡案件の提供業務の対価として、買収先企業から受領する報酬。 金額はM&A仲介会社により異なるが、一般的には案件の成約に至らなくても返金されない。
秘密保持契約	契約の当事者間で締結する秘密情報を守秘することを約する契約。 M&Aにおいては、譲渡先企業の経営情報や買収先企業の経営戦略等の秘密情報を第三者に漏洩することを防ぐために秘密保持契約を締結する。
トップ面談	譲渡先企業と買収先企業双方の経営者（トップ）が面談を実施すること。経営者の価値観や経営理念等、書類では確認できない部分に関して、相互理解を深める目的で実施される。
基本合意書	買収監査前のタイミングで提携条件の大枠を譲渡先企業と買収先企業が相互に確認するために締結する契約書。一般的には取引金額、役員の処遇等の基本的な条件、M&A実行までのスケジュール、独占交渉権、守秘義務などの条項が盛り込まれる。
買収監査	買収先企業が公認会計士や弁護士に依頼し、譲渡先企業の財務情報の正確性や法的なリスクを確認することを目的とした調査。
成功報酬	M&Aが実現した際に、アドバイザリー契約に基づきM&A仲介会社へ支払う報酬。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社名南経営コンサルティング	名古屋市中村区	228,755	経営コンサルティング	被所有 94.98	グループウェア及び勤怠管理システムの利用

(注) 有価証券報告書は提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
27 (2)	35.4	2.5	6,432

事業部門の名称	従業員数（人）
情報開発部	23 (1)
経営管理部	4 (1)
合計	27 (2)

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営理念及び経営方針

当社は、名南コンサルティングネットワークの創業者である佐藤澄男が掲げた「私達は自利利他の精神に基づき、お客様の明日への発展のために今日一日を価値あるものとします」という経営理念のもと東海地方を中心に中堅中小企業の皆様にM&Aの支援を行ってまいりました。

近年、後継者不在による事業承継のニーズの高まりにより、以前は一般的ではなかったM&Aも、今では経営戦略のひとつとして認知されております。当社は、東海地方におけるM&Aの先駆者としての自負とともに、激変する経営環境に対応すべく、名南コンサルティングネットワークの様々なリソースを統合したM&A支援を通じ、お客様の明日への発展のための参謀となることを目指しております。

(2) 経営環境及び事業上の対処すべき課題

①直接相談案件の増加

当社の受託案件の大半は、金融機関等の提携先からの紹介案件であり、顧客企業から直接当社にご相談いただく案件の割合が低くなっております。紹介案件は、比較的良質な案件を獲得できるというメリットがある一方で、紹介料の負担があり、利益率を押し下げるというデメリットがあります。今後は、紹介案件と直接相談案件をバランスよく受託するために直接相談案件を増やすことが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、ダイレクトメールや電話によるダイレクトアプローチ等、直接相談案件を獲得するための活動を強化しております。

② 人材の確保・育成

当社では、M&Aニーズが増加する経営環境下において、M&Aアドバイザーの採用と育成が最も重要な経営課題であると認識しております。特に当社の強みである、自動車業界を筆頭とする「ものづくり」業界や、通常の事業法人とは異なる制度運営が求められる「医療・介護」業界等、専門性を持つ人材の確保や育成が必要となります。

この課題を解決すべく、採用に関しては、インターンシップの開催等を通して優秀な新卒社員を採用するとともに金融機関や会計事務所での勤務経験がある人材を中心に中途社員も積極的に採用してまいります。育成に関しては、先輩社員との同行訪問等を中心に取組みますが、定期的な社内勉強会や外部研修受講等も強化してまいります。

③ 活動エリアの拡大

当社は、東海地方のすべての地方銀行及び多くの信用金庫と業務提携し、これまで東海地方(愛知、岐阜、三重、静岡)を中心に営業活動を行っております。そのため、受託案件も東海地方に集中しており、今後さらなる事業拡大を図る上で、東海地方以外のエリアでの営業基盤の構築が課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、全国展開している金融機関と業務提携し、関係強化を図っております。また、当社の親会社である株式会社名南経営コンサルティングが全国の会計事務所向けに情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しております。これらのサービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組む等、営業活動における関係性を強化していく方針であります。さらに、関西圏の営業基盤を構築すべく2019年4月に大阪市西区に大阪オフィスを開設しております。

④ 社内管理体制の強化

当社では、積極的に人材を増員する中で、情報漏洩や書類紛失等の事故や担当者ごとのサービスレベルのバラつき等が発生しないように、社内管理体制の強化が必要であると認識しております。

この課題を解決すべく、規程や業務フローを整備し、定期的に内部監査を実施することにより運用状況をチェックしてまいります。

(3) 目標とする客観的な指標等

当社では、競合他社と同様に、成約件数とM&Aアドバイザー数を重要な指標ととらえております。これは、M&Aアドバイザー数の増加に比例し、案件成約件数の増加が見込まれ、売上高の増加につながるためであります。

	第3期 2017年9月期	第4期 2018年9月期	第5期（第3四半期末） 2019年6月30日時点
売上高	455,382千円	469,260千円	727,896千円
成約件数	36件	34件	35件
M&Aアドバイザー数	15名	20名	19名

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

① 同業者との競合

M&A仲介業務は、必要な許認可や資格等が存在するわけではなく、設備投資等の大規模な投資も必要ないため、参入障壁が比較的低い事業であると考えております。中堅中小企業のM&Aニーズが拡大する中で、当社のようなM&A専業会社はもちろん、銀行や証券会社等の金融機関との競合が激しくなる可能性があります。当社の東海地方における充実した営業基盤やこれまでの実績、名南コンサルティングネットワーク各社との連携から獲得した専門的なノウハウ等は短期間に模倣することはできないと認識しております。しかしながら、提携先金融機関の取組方針の変化（M&A専業会社との協業から自社単独で仲介業務を実行等）や更なる競合他社の増加により競争環境が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の獲得・育成

M&A仲介業務は、人材に依る部分が大きく、人材の獲得と育成は、最も重要な経営課題の一つであると考えております。しかしながら、雇用情勢の変化等により人材を適時に獲得できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、育成が計画通り進展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 事業エリア

当社はこれまで東海地方を中心に営業活動を行っており、顧客や提携先等の営業基盤が東海地方に集中しております。今後、東海地方において自然災害やテロ等が発生した場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 業績の変動

当社のビジネスモデルは、報酬の大部分を案件成約時に受領する成功報酬型のビジネスモデルであり、また、案件の規模により成功報酬の金額が大きく異なります。そのため、大型案件の成約や破談、期間ごとの成約案件数の偏り等により、期間ごとの業績が大きく変動する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ M&A市場の低迷

M&A市場は、後継者不在企業の増加に伴う事業承継型M&Aや、国内市場の縮小に伴う業界再編型M&Aに対するニーズ拡大により、今後も拡大していくものと考えております。しかしながら、景気の悪化や自然災害等により、買収ニーズが縮小する場合や後継者不在企業が減少する場合には、M&A市場が低迷し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

① 単一事業

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントです。今後も後継者不在企業の増加や、国内人口の減少に伴う国内市場の縮小を背景に、事業承継型M&Aや業界再編型M&Aのニーズは、ますます高まるものと考えております。しかしながら、M&A業務をとりまく経営環境が著しく悪化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② クレーム・訴訟

当社は、コンプライアンス体制の構築に努めております。また、社内チェック体制の整備により、サービス品質向上とクレームへの適切な対応を図っており、本書提出日現在において提起されている訴訟、その他の請求が発生している事実はありません。しかしながら、何らかの要因により訴訟を提起される可能性があり、この結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

① 小規模であることについて

当社は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）、従業員27名（2019年9月30日現在）の小規模な組織であり、内部管理体制は内部監査をはじめ、一部の役職員が複数の業務を兼務しております。今後の事業拡大に備え、人材の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、計画通り進展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報セキュリティ管理

当社は、法人の機密情報を扱うことが多いため、顧客との間で秘密保持契約を締結しており、守秘義務を負っております。当社では、顧客情報が漏洩しないように社内規程を整備し、情報管理を徹底しております。しかしながら、不測の事態によって守秘義務の対象となる顧客情報が漏洩した場合、損害賠償請求や信用の失墜により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報の管理

当社は、セミナーの開催時及びメールマガジンの登録時に、個人情報を取得する場合があります。当社では、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令に基づき、個人情報保護に関する規程等を定めることで、個人情報を厳正に管理しております。しかしながら、このような対策に関わらず、不測の事態により、個人情報の漏洩や不正利用等が生じた場合には、当社の信用の失墜により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社グループとの関係について

当社は株式会社名南経営コンサルティングを中心とした企業集団（以下、「親会社グループ」という。）に属しており、同社は本書提出日現在において当社発行済株式総数の94.98%を保有しております。

また、株式会社名南経営コンサルティングのいわゆる財産保全会社である一般社団法人名南経営及び株式会社名南経営ホールディングスは、当社株式を間接的に保有する主要株主であります。当該2社は、財務諸表等規則上の親会社には該当いたしません。

親会社グループは、当社を含め18社で構成されており、経営コンサルティング事業、会計事務所支援事業、海外進出支援事業、不動産仲介事業、M&A仲介事業を主な事業内容としております。

① 親会社グループにおける当社の位置づけについて

当社は、M&A仲介事業を展開しております。親会社グループにおいて、当社以外にM&A仲介事業を行っている会社はなく、現時点において、親会社グループとの間に競合関係は生じておりません。また、今後競合関係に発展するような事象はないものと認識しております。

しかしながら、将来において親会社の事業戦略や当社の位置づけ等に著しい変化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 取引関係について

当社と親会社グループとの取引について、当社の親会社である株式会社名南経営コンサルティングとの間では、同社の商品であるグループウェア（情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービス）や教育研修の利用等の取引を行っておりますが、取引条件は一般の利用者と同条件の取引であります。また、親会社グループで共用している商品やサービスに係る費用に関しては、各法人が単独で利用するよりも親会社グループ（又は当社）が代表して一括で利用、購入することが合理的である取引に係る費用について、立替支払後に、各法人間で精算しております。各法人の負担金額は所属人員数等を基準として按分計算しております。その他、顧客紹介料及び業務委託料等が発生することがあります。その結果、2018年9月期における同社との取引金額は4,632千円、2019年9月期第3四半期累計期間における取引金額は2,859千円となっております。

当社株式を間接的に保有する主要株主である株式会社名南経営ホールディングスとの間では、採用に係るウェブサービス利用料の立替金支払があり、2018年9月期における同社との取引金額は150千円、2019年9月期第3四半期累計期間における取引金額は109千円となっております。

また、その他の親会社グループの間で行っている主な取引として株式会社名南財産コンサルタンツへの顧客紹介料等があり、2018年9月期における親会社グループとの取引金額は8,324千円、2019年9月期第3四半期累計期間における取引金額は3,012千円となっております。しかしながら、いずれの場合においても、親会社グループとの重要な取引については、取締役会決議を経ることで、取引の健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

③ 親会社の影響力について

当社は、親会社グループから独立した事業経営を行っております。しかしながら、親会社は本書提出日現在、当社の発行済株式総数の94.98%を保有しており、当社の新規公開に際して実施する新株式発行及び株式売出しが完了した場合においても、当社株式の発行済株式総数の66.15%を保有する見込みであり、将来的には持分を減少させていくことを予定しております。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

(5) その他

① M&Aに関する法的規制

現在、M&A仲介業務を直接規制する法令等はありませんが、今後、法令等の制定・改定により、M&A仲介業務に何らかの規制が導入されることになった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、税法や会社法等の改正により、M&Aに対するニーズが変化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 調達資金の使途

当社の株式上場時に予定している公募増資による調達資金の使途につきましては、人材採用、広告宣伝、システム投資に充当する予定であります。しかしながら、調達した使途のすべてが必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、期待通りの成果をあげられない可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第4期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（資産の部）

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ7,980千円減少し、147,179千円となりました。これは、主として繰延税金資産が8,623千円、売掛金が10,152千円減少したものの、未収入金が8,614千円、現金及び預金が2,402千円、前払費用が1,495千円増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ42,092千円増加し、64,629千円となりました。これは、主として差入保証金が27,448千円、ソフトウェアが5,170千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は211,808千円となり、前事業年度末に比べ34,112千円の増加となりました。

（負債の部）

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ10,526千円増加し、44,179千円となりました。これは、主として未払法人税等が4,088千円減少したものの、未払費用が13,917千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は44,692千円となり、前事業年度末に比べ10,726千円の増加となりました。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ23,385千円増加し、167,116千円となりました。これは、主として利益剰余金が22,993千円増加したことによるものであります。

第5期第3四半期累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

（資産の部）

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ338,888千円増加し、486,067千円となりました。これは主として現金及び預金が349,336千円増加したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ42,776千円増加し、107,405千円となりました。これは主として、繰延税金資産が32,921千円、有形固定資産が6,796千円、及び差入保証金が3,919千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は593,473千円となり、前事業年度末に比べ381,665千円の増加となりました。

（負債の部）

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ211,785千円増加し、255,965千円となりました。これは、主として未払法人税等が113,085千円、賞与引当金が40,724千円、及び未払費用が31,121千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は255,965千円となり、前事業年度末に比べ211,272千円の増加となりました。

（純資産の部）

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ170,392千円増加し、337,508千円となりました。これは、主として利益剰余金が171,010千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第4期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業収益や雇用環境等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で世界経済は、米国の新政権による大幅な政策の変更に加え、中東・朝鮮半島情勢の地政学リスクの高まり等、先行き不透明な状況が続きました。

当社の事業領域である中堅中小企業のM&Aにおきましては、中堅中小企業の後継者問題がますます深刻化する中で、事業承継手段としてのM&Aニーズ（譲渡ニーズ）が一段と増加いたしました。また、少子高齢化や国内人口の減少に伴い、多くの業界で国内マーケットが縮小する中で、シェア拡大、新規事業進出、海外進出等の事業拡大手段としてのM&Aニーズ（買収ニーズ）も一段と増加いたしました。譲渡ニーズと買収ニーズの双方が増加する中で、当業界のマーケットは引続き拡大傾向にあります。

このような情勢のなか、当社は東海地方を中心に提携先の地方銀行及び信用金庫等との一層の関係強化に取り組むとともに、日本経済新聞社主催の大規模セミナーを名古屋において3回企画する等、広告宣伝活動を強化し、M&Aニーズの獲得を図りました。合わせて、受託案件の増加に対応するため、当事業年度においてM&Aアドバイザーを5名増員し、20名といたしました。

この結果、当事業年度においては計34件の案件が成約し、売上高は469,260千円（前期比3.0%増）営業利益は33,333千円（前期比35.5%減）、経常利益は33,903千円（前期比30.2%減）、当期純利益は22,993千円（前期比29.6%減）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

（売上高）

当事業年度の売上高は469,260千円と、前事業年度に比べ13,878千円の増加（前期比3.0%増）となりました。これは、主としてアドバイザー契約の増加、及び1社あたりの成功報酬が大きくなったことによるものであります。

（売上総利益）

当事業年度の売上原価は266,801千円と、前事業年度に比べ9,156千円の減少（前期比3.3%減）となりました。これは、主として案件紹介料が63,390千円減少（前期比35.3%減）したものの、人件費が48,516千円増加（前期比55.5%増）したことによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は202,459千円と、前事業年度と比べ23,035千円の増加（前期比12.8%増）となりました。

（営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は169,125千円と、前事業年度に比べ41,352千円の増加（前期比32.4%増）となりました。これは、主として、地代家賃が15,005千円、役員報酬が8,750千円、広告宣伝費が5,098千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は33,333千円と、前事業年度と比べ18,316千円の減少（前期比35.5%減）となりました。

（経常利益）

当事業年度の営業外収益は569千円と、前事業年度に比べ312千円の増加（前期比121.3%増）となりました。これは、主として雑収入が299千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は33,903千円と、前事業年度と比べ14,636千円の減少（前期比30.2%減）となりました。

（当期純利益）

当事業年度の特別損失は、固定資産除却損が493千円発生しました。法人税等合計は10,416千円となり、前事業年度に比べ5,470千円の減少（前期比34.4%減）となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は22,993千円と、前事業年度と比べ9,659千円の減少（前期比29.6%減）となりました。

第5期第3四半期累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、政府や日銀による経済政策を背景に企業収益の緩やかな回復基調とともに雇用や所得も改善の動きが見られました。一方で、新興国経済の成長懸念や先進国の保護主義政策による世界経済の減速懸念等に加えて、我が国経済の先行きに対する不安定要素もあり、楽観視できない状況が続きました。

当社の事業領域である中堅中小企業のM&Aにおきましては、事業承継手段としての譲渡ニーズと事業拡大手段としての買収ニーズが増加しており、マーケットは引続き拡大傾向にあります。

このような環境下で、当社では出向者の受入れ等、提携先金融機関との一層の関係強化に努めるとともに、潜在マーケットである関西の地方金融機関との提携、大阪市西区に大阪オフィスを開設する等、営業基盤の拡充に取り組んでまいりました。また、ダイレクトメールやメールマガジンにて情報発信を行うダイレクトアプローチを強化いたしました。

人員面では今後の事業拡大に備え、情報開発部門を2名、経営管理部門を1名増員し、組織体制の強化に取り組みました。

以上の結果、当第3四半期累計期間においては計35件の案件が成約し、売上高は727,896千円、営業利益は260,309千円、経常利益は260,436千円、四半期純利益は171,010千円となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高は727,896千円となりました。これは計35社の案件が成約したことによるものであります。

（売上総利益）

当第3四半期累計期間の売上原価は322,018千円となりました。これは主に、業務提携先に対する案件紹介料及び、M&Aアドバイザーの給与によるものであります。この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は405,877千円となりました。

（営業利益）

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は145,568千円となりました。これは主に、役員報酬31,617千円、地代家賃28,108千円、及び管理諸費12,252千円等によるものであります。この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は260,309千円となりました。

（経常利益）

当第3四半期累計期間の営業外収益は130千円、営業外費用は3千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は260,436千円となりました。

（四半期純利益）

当第3四半期累計期間の法人税等合計は89,426千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は171,010千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ2,402千円増加し、125,361千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は48,436千円（前事業年度は1,572千円の支出）となりました。これは主に税引前当期純利益33,410千円、及び法人税等の支払額12,532千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は46,034千円（前事業年度は18,927千円の支出）となりました。これは主に差入保証金の差入による支出27,448千円、及び有形固定資産の取得による支出8,355千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減はありませんでした。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

第4期事業年度及び第5期第3四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第5期第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
M&A仲介事業	469,260	103.0	727,896
合計	469,260	103.0	727,896

(注) 1. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 最近2事業年度及び第5期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10を超える相手先が存在しないため、記載を省略しております。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 第4期事業年度、第5期第3四半期累計期間におけるM&A成約件数の実績は次のとおりであります。

分類の名称	第4期事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	第5期第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
M&A成約件数(件)	34件	35件

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積り及び判断を必要としております。

当社は、財務諸表の基礎となる見積りを過去の実績を参考に合理的と考えられる判断を行ったうえで計上しておりますが、これらの見積りは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当社の経営成績等については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、資金需要のうち主なものは、効果的に事業拡大していくための採用費、人件費等であります。また、資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローによって確保しております。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての分析

当社が今後事業を拡大し、継続的な成長を遂げるために、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営環境及び事業上の対処すべき課題」に記載しております課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するために、営業基盤を拡充するために必要な人材の採用と育成、内部管理体制の強化を進めることにより、企業価値の持続的な向上に取り組んでまいります。

また、当社ではアドバイザー数と成約件数が業績判断上の重要な指標と捉えており、引続きアドバイザーの計画的な増員と成約件数増加に取り組んでまいります。目標とする客観的な指標等についての分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度において、本社の執務室移転等により8,355千円の設備投資を実施し、また、営業管理システム構築を中心に、ソフトウェアに6,380千円の設備投資を実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第5期第3四半期累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期累計期間において、業容拡大及び関西地域での営業基盤を構築するため、大阪市西区のオフィス開設を中心に10,033千円の設備投資を実施し、また、営業管理システムの改修等のため、ソフトウェアに1,630千円の設備投資を実施しております。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却及び売却等はありません。

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2018年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (名古屋市中村区)	業務施設	4,730	7,412	12,142	25(1)

- (注) 1. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。なお、下記金額に消費税等は含まれておりません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (名古屋市中村区)	業務施設	28,285

また、第5期第3四半期累計期間において、大阪市西区に大阪オフィスを開設しております。
2019年6月30日時点の主要な設備の状況は下記のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (名古屋市中村区)	業務施設	4,974	6,362	11,337	24(2)
大阪オフィス (大阪市西区)	業務施設	4,853	2,748	7,601	2(-)

- (注) 1. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。なお、下記金額に消費税等は含まれておらず、大阪オフィスについては、2019年2月から2019年6月までの5ヶ月分の賃借料を記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (名古屋市中村区)	業務施設	28,285
大阪オフィス (大阪市西区)	業務施設	1,025

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2019年9月30日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,200,000
計	5,200,000

(注) 1. 2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により定款を一部変更しており、2019年8月7日付で発行可能株式総数は208,200株減少し、104,000株となっております。

2. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は5,096,000株増加し、5,200,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,314,850	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお単元株式数は100株であります。
計	1,314,850	—	—

(注) 1. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,288,553株増加し1,314,850株となっております。

2. 2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2014年10月1日 (注) 1	800	800	40,000	40,000	—	—
2017年3月29日 (注) 2	24,176	24,976	—	40,000	—	—
2017年7月1日 (注) 3	1,321	26,297	2,774	42,774	2,774	2,774
2019年8月8日 (注) 4	1,288,553	1,314,850	—	42,774	—	2,774

(注) 1. 当社は2014年10月1日に株式会社名南経営コンサルティングより会社分割によって設立されました。

2. 2017年3月13日開催の取締役会決議により、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っております。

3. 有償第三者割当

割当先 業務提携先11社、役員7名、社員持株会

1,321株

発行価格 4,200円

資本組入額 2,100円

4. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	11	—	1	—	—	8	20	—
所有株式数 （単元）	—	550	—	12,488	—	—	108	13,146	250
所有株式数の割 合（％）	—	4.18	—	94.99	—	—	0.82	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,314,600	13,146	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 250	—	—
発行済株式総数	1,314,850	—	—
総株主の議決権	—	13,146	—

(注)2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行うとともに、2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業計画などを勘案しつつ、株主に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる財務体質強化のための内部留保、そして役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図るため、第4期事業年度の剰余金の配当につきましては、無配としております。今後は、業績や配当性向、中長期的な成長戦略などを総合的に勘案して、決定していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は機動的な配当を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	—	篠田 康人	1973年 12月29日	1992年4月 佐々木会計事務所入所 1999年2月 佐藤澄男税理士事務所（現：税理士法人名南経営）入所 2000年8月 株式会社名南経営 （現：株式会社名南経営コンサルティング）へ転籍 2001年1月 同社 企業情報部（当社の前身）設立 2014年10月 当社設立 代表取締役社長（現任）		(注) 3	2,250
取締役	経営管理 部長	青木 将人	1978年 8月31日	2001年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2005年6月 株式会社名南経営（現：株式会社名南経営コンサルティング）入社 2014年10月 当社取締役兼情報開発部長 2016年12月 当社取締役兼経営管理部長（現任）		(注) 3	1,100
取締役	情報開発 部長	櫻田 貴志	1984年 1月7日	2006年4月 税理士法人名南経営入社 2008年10月 株式会社名南経営（現：株式会社名南経営コンサルティング）へ転籍 2016年10月 当社へ転籍 2016年12月 当社取締役兼情報開発部長（現任）		(注) 3	1,100
取締役	—	森 鋭一	1954年 11月29日	1980年4月 愛知県採用 2014年4月 愛知県産業労働部労政局長 2015年4月 公益財団法人あいち産業振興機構 理事長 2018年6月 上飯田連絡線株式会社 専務取締役 2018年8月 当社取締役（現任） 2019年1月 春日井市 監査委員（現任）		(注) 3	250
監査役	—	南川 剛廣	1951年 12月17日	1974年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年1月 岡三証券株式会社へ出向 2003年3月 太平洋工業株式会社へ出向 2005年5月 伊藤電機株式会社 取締役 2011年8月 株式会社藤田製作所 取締役 2014年9月 株式会社コメダ入社 2016年9月 当社入社 2016年12月 当社常勤監査役（現任）		(注) 4	500
監査役	—	若山 哲史	1973年 12月22日	2006年10月 角谷法律事務所入所 2010年10月 若山法律事務所（現：若山・大井総合法律事務所）開所 共同代表（現任） 2016年12月 当社監査役（現任）		(注) 4	250
監査役	—	大倉 淳	1974年 8月6日	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2016年7月 公認会計士大倉会計事務所開設 代表（現任） 2016年10月 税理士登録 2016年12月 当社監査役（現任） 2017年3月 株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役（現任）		(注) 4	250
計							5,700

- (注) 1. 取締役 森鋭一は、社外取締役であります。
2. 監査役 若山哲史、大倉淳は、社外監査役であります。
3. 2019年8月7日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年8月7日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私達は自利利他の精神に基づき、お客様の明日への発展のために今日一日を価値あるものとする」の経営理念のもと、顧客、株主、提携先、従業員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、組織の整備を図っております。さらに、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ 会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち非常勤監査役2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役全員が、毎月1回開催の定時取締役会に出席して意見を述べるほか、常勤監査役は、取締役会のほか、全体会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されております。同委員会は広範なリスク管理に関し協議を行い、リスクへの具体的な対策を検討しております。

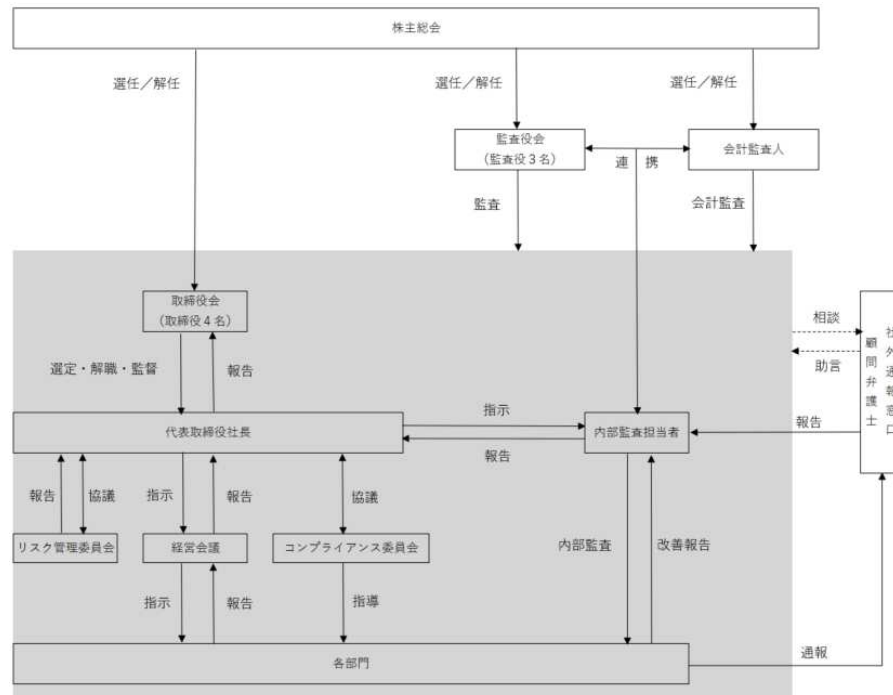
d. 経営会議

経営会議は、取締役、監査役、部長、副部長から構成されており、毎月1回、業務執行の状況報告、重要性の高い経営課題の討議を行い、社外役員との情報共有を図っております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されております。社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進しております。

なお、当社の経営管理組織図は、以下のとおりです。



ロ 内部統制システムの整備状況

当社では、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
 - ・取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
 - ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。
- b. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
 - ・営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
 - ・各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
 - ・「リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
 - ・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討・決定・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

- d. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- e. 当社及び親会社・子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社と親会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- i. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
 - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

ハ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査室を独立組織として設置しておらず、情報開発部及び経営管理部が相互に監査する体制をとっております。年度計画に沿って内部監査を実施しており、監査結果は代表取締役社長及び被監査部門の責任者に報告を行っており、指摘事項については、後日改善状況の確認を行っております。

当社の監査役の人員は3名（うち2名が社外監査役）であります。監査役会は、毎事業年度立案する監査計画に基づき、監査を実施しております。毎月1回開催される定時監査役会においては、監査状況に関する情報共有が行われ、討議を実施しております。また、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、監査を通して確認しております。

なお、内部監査担当者、監査役会、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

ニ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、奥谷浩之氏、岩田国良氏であり、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。なお、有限責任 あずさ監査法人、監査業務を執行した公認会計士及びその補助者と当社の間には特別な利害関係はありません。

また、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

ホ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、社外取締役及び社外監査役が、専門的な知見や豊富な経験に基づいて、経営陣から独立した中立的な立場での助言及び提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、社外取締役1名及び社外監査役2名は、一般株主と利益相反の生じるおそれもないことから、上場時における独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役の森鋭一は、春日井市監査委員として、幅広い見識を有しており、社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、本書提出日現在同氏は当社の普通株式を250株保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の若山哲史は弁護士として、高い専門性と豊富な経験を有しており、社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、本書提出日現在同氏は当社の普通株式を250株保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大倉淳は公認会計士として、高い専門性と豊富な経験を有しており、社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、本書提出日現在同氏は当社の普通株式を250株保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定しております。また、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討しております。

また、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報窓口に関する規程」を制定し、顧問弁護士を窓口とする社外通報窓口及び社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

③ 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	32,079	32,079	—	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	4,200	4,200	—	—	—	1
社外役員	4,200	4,200	—	—	—	4

(注) 社外役員の人数及び支給額には、2018年5月16日付で退任した社外取締役1名が含まれております。

ロ 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、それぞれ株主総会で報酬等の総枠の決議を得ております。

各取締役の報酬額については取締役会において、各監査役の報酬額については監査役会においてそれぞれ協議し、決定しております。

④ 取締役及び監査役の責任免除

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年3月末日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
6銘柄 7,794千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
山田コンサルティンググループ株式会社	400	1,030	同業他社の情報収集
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社	100	559	同業他社の情報収集
株式会社日本M&Aセンター	100	550	同業他社の情報収集
株式会社ストライク	100	461	同業他社の情報収集
GCA株式会社	100	103	同業他社の情報収集

(注) 保有目的が純投資以外の目的である非上場株式以外の投資株式を記載しております。

みなし保有株式
該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
山田コンサルティンググループ株式会社	400	1,061	同業他社の情報収集
株式会社ストライク	200	769	同業他社の情報収集
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社	100	687	同業他社の情報収集
株式会社日本M&Aセンター	200	682	同業他社の情報収集
GCA株式会社	100	95	同業他社の情報収集

(注) 保有目的が純投資以外の目的である非上場株式以外の投資株式を記載しております。

みなし保有株式
該当事項はありません。

- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,980	—	7,770	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数、監査人員、当社の規模及び特性等の諸要素を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）及び当事業年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへの参加、財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,958	125,361
売掛金	13,608	3,456
貯蔵品	1,667	269
前払費用	3,621	5,117
未収入金	61	8,675
繰延税金資産	12,922	4,299
その他	319	—
流動資産合計	155,159	147,179
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,149	5,045
減価償却累計額	△115	△314
建物（純額）	1,034	4,730
工具、器具及び備品	9,399	12,992
減価償却累計額	△2,701	△5,579
工具、器具及び備品（純額）	6,697	7,412
有形固定資産合計	7,732	12,142
無形固定資産		
ソフトウェア	2,348	7,518
無形固定資産合計	2,348	7,518
投資その他の資産		
投資有価証券	2,703	7,794
差入保証金	9,724	37,173
その他	28	—
投資その他の資産合計	12,456	44,967
固定資産合計	22,537	64,629
資産合計	177,696	211,808

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年 9 月30日)	当事業年度 (2018年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払費用	11,387	25,304
未払法人税等	4,176	88
預り金	7,827	11,286
賞与引当金	4,361	7,500
その他	5,899	—
流動負債合計	33,652	44,179
固定負債		
繰延税金負債	313	513
固定負債合計	313	513
負債合計	33,966	44,692
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,774	42,774
資本剰余金		
資本準備金	2,774	2,774
その他資本剰余金	6,170	6,170
資本剰余金合計	8,944	8,944
利益剰余金		
利益準備金	320	320
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	91,074	114,068
利益剰余金合計	91,394	114,388
株主資本合計	143,113	166,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	617	1,009
評価・換算差額等合計	617	1,009
純資産合計	143,730	167,116
負債純資産合計	177,696	211,808

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	474,697
売掛金	3,132
貯蔵品	632
その他	7,605
流動資産合計	486,067
固定資産	
有形固定資産	18,938
無形固定資産	7,584
投資その他の資産	
投資有価証券	6,869
差入保証金	41,092
繰延税金資産	32,921
投資その他の資産合計	80,883
固定資産合計	107,405
資産合計	593,473
負債の部	
流動負債	
未払費用	56,426
預り金	6,267
未払消費税等	31,874
未払法人税等	113,173
賞与引当金	48,224
流動負債合計	255,965
負債合計	255,965
純資産の部	
株主資本	
資本金	42,774
資本剰余金	8,944
利益剰余金	285,398
株主資本合計	337,116
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	391
評価・換算差額等合計	391
純資産合計	337,508
負債純資産合計	593,473

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高	455,382	469,260
売上原価	275,958	266,801
売上総利益	179,423	202,459
販売費及び一般管理費	※1 127,773	※1 169,125
営業利益	51,650	33,333
営業外収益		
受取利息及び配当金	12	25
雑収入	245	544
営業外収益合計	257	569
営業外費用		
支払補償費	3,270	—
雑損失	97	—
営業外費用合計	3,368	—
経常利益	48,539	33,903
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 493
特別損失合計	—	493
税引前当期純利益	48,539	33,410
法人税、住民税及び事業税	28,189	1,793
法人税等調整額	△12,302	8,623
法人税等合計	15,886	10,416
当期純利益	32,653	22,993

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2016年10月 1 日 至 2017年 9 月30日)		当事業年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	87,472	31.7	135,988	51.0
II 経費	※ 2	188,485	68.3	130,812	49.0
売上原価		275,958	100.0	266,801	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2016年10月 1 日 至 2017年 9 月30日)		当事業年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	
※ 1 人件費の主な内訳は次のとおりです。		※ 1 人件費の主な内訳は次のとおりです。	
給料及び給与手当	50,546千円	給料及び給与手当	78,271千円
賞与	23,105千円	賞与	31,853千円
法定福利費	10,347千円	法定福利費	17,372千円
※ 2 経費の主な内訳は次のとおりです。		※ 2 経費の主な内訳は次のとおりです。	
案件紹介料	179,603千円	案件紹介料	116,213千円
旅費交通費	8,881千円	旅費交通費	14,599千円

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
売上高	727,896
売上原価	322,018
売上総利益	405,877
販売費及び一般管理費	145,568
営業利益	260,309
営業外収益	
受取利息及び配当金	28
雑収入	101
営業外収益合計	130
営業外費用	
雑損失	3
営業外費用合計	3
経常利益	260,436
税引前四半期純利益	260,436
法人税、住民税及び事業税	118,254
法人税等調整額	△28,827
法人税等合計	89,426
四半期純利益	171,010

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
						繰越利益剰余金					
当期首残高	40,000	-	6,170	6,170	320	58,421	58,741	104,911	-	-	104,911
当期変動額											
新株の発行	2,774	2,774		2,774				5,548			5,548
当期純利益						32,653	32,653	32,653			32,653
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									617	617	617
当期変動額合計	2,774	2,774	-	2,774	-	32,653	32,653	38,201	617	617	38,818
当期末残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	91,074	91,394	143,113	617	617	143,730

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
						繰越利益剰余金					
当期首残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	91,074	91,394	143,113	617	617	143,730
当期変動額											
新株の発行											-
当期純利益						22,993	22,993	22,993			22,993
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									391	391	391
当期変動額合計	-	-	-	-	-	22,993	22,993	22,993	391	391	23,385
当期末残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	114,068	114,388	166,106	1,009	1,009	167,116

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	48,539	33,410
減価償却費	2,502	4,660
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,678	3,138
受取利息及び受取配当金	△12	△25
固定資産除却損	—	493
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,068	10,152
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,620	1,398
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,070	△5,899
その他の増減額	△9,960	13,615
小計	33,126	60,943
利息及び配当金の受取額	12	25
法人税等の支払額	△34,710	△12,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,572	48,436
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△1,772	△4,500
有形固定資産の取得による支出	△7,792	△8,355
無形固定資産の取得による支出	△2,561	△5,730
有形固定資産の売却による収入	2,923	—
差入保証金の差入による支出	△9,724	△27,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,927	△46,034
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,548	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,548	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,952	2,402
現金及び現金同等物の期首残高	137,910	122,958
現金及び現金同等物の期末残高	※ 122,958	※ 125,361

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～18年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～18年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(追加情報)

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当
業年度から適用しております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度（2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2018年9月30日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.2%、当事業年度12.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86.8%、当事業年度88.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
役員報酬	31,729千円	40,479千円
管理諸費	21,265千円	17,096千円
地代家賃	13,279千円	28,285千円
広告宣伝費	871千円	5,969千円
減価償却費	2,502千円	4,660千円
賞与引当金繰入額	1,040千円	1,100千円
貸倒引当金繰入額	△3千円	－千円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
建物	－千円	206千円
工具、器具及び備品	－千円	286千円

当事業年度における固定資産除却損の主なものは、オフィスビル内での当社執務室移転に伴う、電気設備及びネットワーク工事の除却によるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	800	25,497	—	26,297
合計	800	25,497	—	26,297

(注) 1. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき、31.22株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加25,497株は、株式分割による増加24,176株、増資による増加1,321株の合計であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,297	—	—	26,297
合計	26,297	—	—	26,297

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金勘定	122,958千円	125,361千円
現金及び現金同等物	122,958千円	125,361千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	122,958	122,958	—
(2) 売掛金	13,608	13,608	—
(3) 投資有価証券	2,703	2,703	—
資産計	139,270	139,270	—
(1) 未払費用	11,387	11,387	—
(2) 未払法人税等	4,176	4,176	—
(3) 預り金	7,827	7,827	—
負債計	23,391	23,391	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2017年9月30日
差入保証金	9,724

差入保証金については、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	122,958	—	—	—
売掛金	13,608	—	—	—
合計	136,566	—	—	—

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	125,361	125,361	—
(2) 売掛金	3,456	3,456	—
(3) 未収入金	8,675	8,675	—
(4) 投資有価証券	3,294	3,294	—
資産計	140,788	140,788	—
(1) 未払費用	25,304	25,304	—
(2) 未払法人税等	88	88	—
(3) 預り金	11,286	11,286	—
負債計	36,679	36,679	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年9月30日
非上場株式	4,500
差入保証金	37,173

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	125,361	—	—	—
売掛金	3,456	—	—	—
未収入金	8,675	—	—	—
合計	137,493	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (2017年 9 月30日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,242	1,256	985
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,242	1,256	985
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	461	515	△54
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	461	515	△54
合計		2,703	1,772	931

当事業年度 (2018年 9 月30日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,294	1,772	1,522
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	3,294	1,772	1,522
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,294	1,772	1,522

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額4,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2016年10月 1 日 至 2017年 9 月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度

当社は、退職金制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	1,235千円
---------------	---------

当事業年度（自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度

当社は、退職金制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	1,780千円
---------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,469千円	2,527千円
未払事業税	400千円	—千円
未払費用	199千円	2,423千円
売掛金	10,844千円	—千円
その他	7千円	—千円
繰延税金資産計	12,922千円	4,950千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△313千円	△513千円
未収事業税	—千円	△651千円
繰延税金負債計	△313千円	△1,164千円
繰延税金資産の純額	12,608千円	3,786千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
法定実効税率 (調整)	—	33.7%
住民税均等割等	—	0.5%
中小法人軽減税額	—	△1.9%
税額控除	—	△0.3%
その他	—	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	31.2%

前事業年度につきましては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社名南経営コンサルティング（非上場）

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社名南経営コンサルティング（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり純資産額	109.31円	127.10円
1株当たり当期純利益	25.80円	17.49円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期純利益(千円)	32,653	22,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	32,653	22,993
普通株式の期中平均株式数(株)	1,265,448	1,314,850

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2019年7月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しております。

また、2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

株式の分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年8月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,297株
株式分割により増加する株式数	1,288,553株
株式分割後の発行済株式総数	1,314,850株
株式分割後の発行可能株式総数	5,200,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2019年7月16日
基準日	2019年8月7日
効力発生日	2019年8月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更しております。

(2) 変更の内容

(下線が変更箇所)

現 行	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>104,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>5,200,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日：2019年8月8日

4. 単元株制度の導入

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	4,802千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	130.06円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	171,010
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	171,010
普通株式の期中平均株式数(株)	1,314,850

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割をしておりますが、期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2019年7月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しております。

また、2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

株式の分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年8月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,297株
株式分割により増加する株式数	1,288,553株
株式分割後の発行済株式総数	1,314,850株
株式分割後の発行可能株式総数	5,200,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2019年7月16日
基準日	2019年8月7日
効力発生日	2019年8月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更しております。

(2) 変更の内容

(下線が変更箇所)

現 行	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>104,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>5,200,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日：2019年8月8日

4. 単元株制度の導入

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
		株式会社トランビ	3	4,500
		山田コンサルティンググループ株式会 社	400	1,061
		株式会社ストライク	200	769
		M&Aキャピタルパートナーズ株式会 社	100	687
		株式会社日本M&Aセンター	200	682
		G C A株式会社	100	95
		小計	1,003	7,794
計		1,003	7,794	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残 高（千円）
有形固定資産							
建物	1,149	4,122	226	5,045	314	220	4,730
工具、器具及び備品	9,399	4,233	640	12,992	5,579	3,231	7,412
有形固定資産計	10,549	8,355	867	18,037	5,894	3,451	12,142
無形固定資産							
ソフトウェア	2,561	6,380	—	8,941	1,422	1,209	7,518
無形固定資産計	2,561	6,380	—	8,941	1,422	1,209	7,518

（注） 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	執務室移転工事	4,122千円
	減少額	執務室退去	226千円
工具、器具及び備品	増加額	執務室設備一式	2,273千円
	減少額	執務室退去	380千円
ソフトウェア	増加額	営業管理システム	5,520千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	4,361	7,500	4,361	—	7,500

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	181
預金	
普通預金	125,180
小計	125,180
合計	125,361

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東急リパブル株式会社	1,296
譲渡取引先A社	1,080
譲受取引先B社	540
譲受取引先C社	540
合計	3,456

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
13,608	502,049	512,201	3,456	99.3	6.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 投資その他の資産

差入保証金

相手先	金額 (千円)
日本郵便株式会社	37,173
合計	37,173

③ 流動負債
イ. 未払費用

相手先	金額（千円）
中村年金事務所	6,325
J P ビルマネジメント株式会社	5,922
有限責任 あずさ監査法人	2,097
株式会社セディナ	1,702
株式会社日経エージェンシー	1,620
その他	7,636
合計	25,304

ロ. 預り金

相手先	金額（千円）
従業員	11,286
合計	11,286

(3) 【その他】
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.meinan-ma.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2017年 11月15日	名南M&A 社員持株会 理事長矢野 好臣	名古屋市 中村区一丁目 1番1号J Pタワー名 古屋	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)	篠田 康人	岐阜県 羽島市	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役社 長)	1	4,200 (4,200) (注)4	従業員の退職により社員持株会割当の株式所有者がいなくなったため、当社の代表取締役社長が取得したもの
2018年 9月20日	高村 徳康	名古屋市 千種区	当社の元社外取締役	森 鋭一	愛知県 春日井市	特別利害関係 者等(当社の 社外取締役)	5	27,325 (5,465) (注)4	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、名古屋証券取引所セントレックスへ上場を予定しておりますが、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第23条及び上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第19条の規定に基づき、特別利害関係者等が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2016年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2（1）に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める上場前公募等規則第24条、上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、簿価純資産価額方式により決定した価格であります。
5. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格（単価）は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2017年7月1日
種類	普通株式
発行数	1,321株
発行価格	4,200円 (注) 2
資本組入額	2,100円
発行価額の総額	5,548,200円
資本組入額の総額	2,774,100円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、2018年9月30日であります。
2. 安定株主及び業務提携先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、純資産方式に基づき算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
名南M&A社員持株会 理事長 矢野好臣	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋	当社の社員持株会	108	453,600 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社十六銀行 取締役頭取 村瀬幸雄 資本金 36,839百万円	岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社大垣共立銀行 取締役頭取 土屋嶋 資本金 46,773百万円	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
岐阜信用金庫 理事長 住田裕綱 出資金 21,519百万円	岐阜県岐阜市神田町六丁目11番地	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社百五銀行 取締役頭取 伊藤歳恭 資本金 20,000百万円	三重県津市岩田21番27号	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社三重銀行 取締役頭取 渡辺三憲 資本金 15,295百万円	三重県四日市市西新地7番8号	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社第三銀行 取締役頭取 岩間弘 資本金 37,461百万円	三重県松阪市京町510番地	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社名古屋銀行 取締役頭取 藤原一朗 資本金 25,090百万円	名古屋市中区錦三丁目19番17号	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社愛知銀行 取締役頭取 矢澤勝幸 資本金 18,000百万円	名古屋市中区栄三丁目14番12号	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
岡崎信用金庫 理事長 大河原誠 出資金 3,203百万円	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社北陸銀行 取締役頭取 庵栄伸 資本金 140,409百万円	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	銀行業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 資本金 220,524百万円	東京都港区浜松町二丁目4番1号	金融業	100	420,000 (4,200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
篠田 康人	岐阜県羽島市	会社役員	44	184,800 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
青木 将人	名古屋市中区	会社役員	22	92,400 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
櫻田 貴志	名古屋市中区	会社役員	22	92,400 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
南川 剛廣	愛知県江南市	会社役員	10	42,000 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
高村 徳康	名古屋市千種区	会社役員	5	21,000 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
若山 哲史	名古屋市昭和区	会社役員	5	21,000 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大倉 淳	名古屋市東区	会社役員	5	21,000 (4,200)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

- (注) 1 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。
- 2 当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
- 3 高村徳康氏は2018年5月16日付で退任しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社名南経営コンサルティング (注) 1、5	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋	1,248,800	94.98
名南M&A社員持株会 (注) 5	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋	5,350	0.41
株式会社十六銀行 (注) 5	岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地	5,000	0.38
株式会社大垣共立銀行 (注) 5	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	5,000	0.38
岐阜信用金庫 (注) 5	岐阜県岐阜市神田町六丁目11番地	5,000	0.38
株式会社百五銀行 (注) 5	三重県津市岩田21番27号	5,000	0.38
株式会社三重銀行 (注) 5	三重県四日市市西新地7番8号	5,000	0.38
株式会社第三銀行 (注) 5	三重県松阪市京町510番地	5,000	0.38
株式会社名古屋銀行 (注) 5	名古屋市中区錦三丁目19番17号	5,000	0.38
株式会社愛知銀行 (注) 5	名古屋市中区栄三丁目14番12号	5,000	0.38
岡崎信用金庫 (注) 5	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	5,000	0.38
株式会社北陸銀行 (注) 5	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	5,000	0.38
オリックス株式会社 (注) 5	東京都港区浜松町二丁目4番1号	5,000	0.38
篠田 康人 (注) 2	岐阜県羽島市	2,250	0.17
青木 将人 (注) 3	名古屋市東区	1,100	0.08
櫻田 貴志 (注) 3	名古屋市中区	1,100	0.08
南川 剛廣 (注) 4	愛知県江南市	500	0.04
森 鋭一 (注) 3	愛知県春日井市	250	0.02
若山 哲史 (注) 4	名古屋市昭和区	250	0.02
大倉 淳 (注) 4	名古屋市東区	250	0.02
計	—	1,314,850	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の親会社）
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
5. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
6. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2019年10月21日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている名南M&A株式会社の2016年10月1日から2017年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名南M&A株式会社の2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年10月21日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている名南M&A株式会社の2017年10月1日から2018年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名南M&A株式会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年10月21日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名南M&A株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、名南M&A株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。



名南M&A株式会社
Meinan Consulting Network